

平成23年予算審査特別委員会会議録（第2日目）

平成23年3月16日（水曜日）

午前10時00分開議

午後 4時45分閉議

本日の会議事件

開議宣告

会議録署名委員の指名

総括質問

議案第 5号 平成23年度士別市一般会計予算

議案第 6号 平成23年度士別市診療施設特別会計予算

議案第 7号 平成23年度士別市国民健康保険事業特別会計予算

議案第 8号 平成23年度士別市後期高齢者医療特別会計予算

議案第 9号 平成23年度士別市介護保険事業特別会計予算

議案第10号 平成23年度士別市介護サービス事業特別会計予算

議案第11号 平成23年度士別市地方卸売市場事業特別会計予算

議案第12号 平成23年度士別市公共下水道事業特別会計予算

議案第13号 平成23年度士別市農業集落排水事業特別会計予算

議案第14号 平成23年度士別市工業用水道事業特別会計予算

議案第15号 平成23年度士別市水道事業会計予算

議案第16号 平成23年度士別市病院事業会計予算

議案第17号 士別市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例
について

議案第18号 士別市職員の特殊勤務手当支給に関する条例の一部を改正する条例について

議案第19号 士別市特別会計条例の一部を改正する条例について

議案第20号 士別市介護保険総合条例の一部を改正する条例について

議案第21号 士別市朝日町老人保健センター条例の一部を改正する条例について

閉議宣告

出席委員（20名）

委員 遠山 昭二 君

委員 松ヶ平 哲幸 君

委員 丹 正 臣 君

委員 出合 孝司 君

委員 十河 剛志 君

副委員長 渡辺 英次 君

委員 粥川 章 君

委員 伊藤 隆雄 君

委員 谷口隆徳君
委員 小池浩美君
委員 井上久嗣君
委員 田宮正秋君
委員 菅原清一郎君
委員 岡田久俊君

委員 国忠崇史君
委員 山田道行君
委員 岡崎治夫君
委員 神田壽昭君
委員長 斉藤昇君
委員 山居忠彰君

事務局出席者

議会事務局長 藤田 功 君

議会事務局
総務課主査 東川 晃 宏 君

議会事務局
総務課主事 岡村 慎 哉 君

議会事務局
総務課長 小ヶ島 清 一 君

議会事務局
総務課主任主事 御代田 知 香 君

(午前10時00分開議)

委員長(斉藤 昇君) ただいまの出席委員は全員であります。これより本日の委員会を開きます。

委員長(斉藤 昇君) 本日の会議録署名委員は、第1日目に指名のとおりであります。
ここで、副委員長と交代いたします。

(委員長、副委員長と交代)

副委員長(渡辺英次君) それでは、15日に引き続き総括質問を行います。
十河剛志委員。

委員(十河剛志君) 通告に従い総括質問を始めたいと思います。

最初に、冬季スポーツ施設について質問いたします。

士別市の冬のスポーツ施設といえば、日向スキー場、あさひスキー場、朝日三望台シャンツェ、朝日クロスカントリーコース、つくもカーリング場、つくもスケートリンクがありますが、その中で、つくもスケートリンクについてお尋ねいたします。

一般財団法人士別体育協会委託料3,243万円の中で、つくもスケートリンクには開設までの設置費用、管理費用、人件費はどのくらいの経費がかかっているのかお聞きしたいと思います。
副委員長(渡辺英次君) 池田スポーツ課主査。

スポーツ課主査(池田 大君) お答えします。

つくもスケートリンクの体育協会への委託料の予算についてであります。本施設は、スケートリンクと敷地内に併設しているカーリング場との一括管理を士別市体育協会に委託し運営しております。その施設管理体制については、施設技能職員3名、施設臨時職員1名の計4名で管理しており、業務の期間についてはおおむね11月から2月までの4カ月間となっております。

その開設期間までの設置費用、管理費用としては、賃金、健康保険を含めた人件費に576万5,000円、作業機械に係るリース、修理等の費用に44万7,000円、管理棟の暖房や整備機械に使用する燃料費に31万3,000円、これに管理経費及び消費税を合わせた予算の総額は719万4,000円となっております。ただし、施設技能職員3名につきましては、体育協会の通年雇用の職員であるため、人件費の算出に当たりましては年間の人件費を4カ月の月割りで算出しており、ただいま御説明しました委託料につきましては、スケートリンクとカーリング場の2施設を一括管理する分の委託料でありますことから、スケートリンク分の委託料を正確に算出することはできませんが、仮に2施設の委託料を2等分した場合は、1施設の委託料は359万7,000円となります。

以上でございます。

副委員長(渡辺英次君) 十河委員。

委員（十河剛志君） カーリング場とスケートリンクの2施設の委託料を単純に二分した場合とは、少々乱暴な試算だとは思いますが、それで次に、つくもスケートリンクの利用状況はどれぐらいなのか教えていただけますか。

副委員長（渡辺英次君） 池田主査。

スポーツ課主査（池田 大君） お答えします。

近年の利用状況として過去3年間の状況を申し上げますと、平成20年度は、開設期間が1月6日から2月27日までの53日間で利用人数は679名であります。平成21年度は、開設期間が1月4日から2月25日までの53日間で利用人数は650名であります。平成22年度は、開設期間が1月6日から2月28日までの54日間で利用人数は720名であります。また、1日の平均人数は約14名であります。

以上でございます。

副委員長（渡辺英次君） 十河委員。

委員（十河剛志君） ありがとうございます。

もう1点、利用状況でお聞きいたします。ナイターも行っていると思いますが、そのナイターの費用、利用人数、期間などをお知らせください。

副委員長（渡辺英次君） 池田主査。

スポーツ課主査（池田 大君） お答えします。

ナイターに係る費用、利用人数、期間についてであります。ナイターの営業につきましては学校の冬休み期間のみとしており、近年の利用状況として過去3年間の状況を申し上げますと、平成20年度は、開設期間が1月6日から1月18日までの13日間で利用人数は10名であります。平成21年度は、開設期間が1月4日から1月18日までの15日間で利用人数は10名であります。平成22年度は、開設期間が1月6日から1月18日までの13日間で利用人数は4名であります。

次に、その費用としましては、夜間照明代で約2万3,000円、人件費で約4万2,000円の合計で約6万5,000円であります。

以上でございます。

副委員長（渡辺英次君） 十河委員。

委員（十河剛志君） ありがとうございます。

今年度は720名の利用者でしたが、その中でナイターが4名ということです。それで、4名という利用実態はどのようにとらえているかお聞かせください。

副委員長（渡辺英次君） 池田主査。

スポーツ課主査（池田 大君） お答えします。

つくもスケートリンクは、屋外のスケートリンクということで、気温が低い期間しか利用できないということがあり、小・中学生の冬休み期間だけでも親子で楽しめる時間を設けるということでナイター営業を行っておりましたが、利用実態が非常に少ない状況となっております。

ので、今後はナイター営業を取りやめることといたしております。

以上でございます。

副委員長（渡辺英次君） 十河委員。

委員（十河剛志君） ナイターを取りやめるということですが、市民の皆さんがナイターをやっていることがわかればもっと利用されると思うんですけども、つくもスケートリンクの宣伝、周知はどのように行われているかお聞きしたいと思います。

副委員長（渡辺英次君） 池田主査。

スポーツ課主査（池田 大君） お答えします。

スケートリンクの宣伝や周知をどのように行ったかとお尋ねですが、平成22年度の状況を申し上げますと、スケートリンクのPRチラシを作成し、学校が冬休みに入る前に市内の小・中学校全校へ配布し、利用の拡大を図りました。更に、道北日報、北都新聞でも記事として取り扱っていただき本施設のPRを行ったところであり、本年は下土別小学校で学校授業の一環として利用されたところであります。

以上でございます。

副委員長（渡辺英次君） 十河委員。

委員（十河剛志君） わかりました。学校の授業で使われるということはいいことだと思いますが、市民の中にはスケートリンクがあることも知らない人がたくさんいます。もっと周知して、多くの市民に利用していただくことが必要じゃないかと思います。

それと、入り口の看板ですが、A3判ぐらいの大きさの小さい看板がありますが、もっと大きい看板に変えるべきではないかと思いますが、いかがですか。

副委員長（渡辺英次君） 池田主査。

スポーツ課主査（池田 大君） お答えします。

先ほども申し上げたところでありますが、市内の小・中学生に対する周知は行ってきたところであり、一般市民の方々への周知につきましては不十分であったと考えますので、入り口看板等を含め、新年度におきまして広報等を活用するなど、一般市民の方々にも広く周知してまいりたいと考えております。

以上でございます。

副委員長（渡辺英次君） 十河委員。

委員（十河剛志君） せっかくつくっている施設でありますから、多くの市民に周知していただきたいと思います。

以前は、土別のまちの中にも土別中学校の校庭や創成会館の付近にスケートリンクがあったことを聞きました。また、スケート少年団もあり、多くの市民がスケートを楽しんでおられたと聞いております。私が小学生のときは、学校の校庭にもスケートリンクがありましたので、学校が終わってよく遊びに行った記憶があります。スケート少年団やスケートの大会も行われていないことから、公認コースのような大きいコースをつくる必要はないと思いますので、親

子で楽しめる公園的なスケートリンクを検討していただきたいと思いますが、いかがですか。
副委員長（渡辺英次君） 田中スポーツ課主幹。

スポーツ課主幹（田中寿幸君） お答えいたします。

現在のスケートリンクでありますけれども、当初スピードスケートの少年団が活発に活動していたころに、大会などで公認コースが必要ということで現在地に開設いたしておりますけれども、現在はスケート協会も解散いたしておりますして、スケート少年団の活動も行われておりませんことから、必ずしも現在地でなければならないということはないものの、現在のスケートリンクの外周は200メートルとなっておりますし、年間650名を超える利用者のうち、その外周の滑走を楽しまれている方もおりますし、その内側に設けておりますフリースペースで楽しまれている方もおります。このようなことから、市といたしましては、愛好者がどのようなスケート場を望まれているのかということ把握する必要があると存じますので、新年度のシーズンにおきまして、スケート場にお越しくださっている方々への意向調査を実施してまいりたいと考えております。

以上でございます。

副委員長（渡辺英次君） 十河委員。

委員（十河剛志君） 意向調査を行うということですが、ぜひ意向調査をして市民の声を聞いていただきたいと思います。

近年、子供たちのウィンタースポーツを行う人口は年々減少してきておられます。その背景には、少子化、テレビゲームの普及などの影響があると考えられます。スキーやスケートは北海道を代表するスポーツで、寒さ厳しい雪国の子供たちに心身の健全な育成を促すものであり、親子のコミュニケーションの場にもなり、私たち大人においても、体力向上、精神的なストレス発散、生活習慣病の予防など、心身両面にわたる健康保持増進に必要だと考えております。

そこで、スケートリンクを多くの市民に利用しやすい場所につくることはできませんか。例えば、総合体育館の裏手など手軽に歩いて通えるようなスケートリンクをつくっていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

副委員長（渡辺英次君） 田中主幹。

スポーツ課主幹（田中寿幸君） お答えいたします。

スケートリンクを多くの市民が利用しやすいまちの中につくってはとのお尋ねであります。仮に委員のお話にありました総合体育館の裏など、カーリング場とは別の場所にスケートリンクを移設するとした場合でありますけれども、現在、一体として管理運営しておりますカーリング場とは切り離した管理運営というふうになりますことから、現在カーリング場と共有して利用しております除雪機などの作業備品、管理棟やトイレなどの附帯施設、更には整備や管理をする人員の配置など、新たに配備しなければならないものが生じるという課題もございます。

しかしながら、リンクのコース形状を含めまして、利用されている市民の方々が快適に利用していただける施設づくりは大切なことと考えておりますことから、先ほど申し上げましたと

おり、新年度のシーズンにおきまして、スケート場にお越しくださっている方々への意向調査を実施する中で、設置場所やコース設定及び運営方法含めまして総合的に検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

副委員長（渡辺英次君） 十河委員。

委員（十河剛志君） ありがとうございます。わかりました。ぜひ検討していただきたいと思えます。

それで、今、スケート場において現在使用料は無料となっております。貸し靴についても無料で貸している状況ですが、貸し靴の更新なども考えまして100円や200円、子供が来るものですから余り高くは設定できないとは思いますが、貸し靴料をいただいてもいいんじゃないかと私は思っております。また、転んでけがをして危ないという親が嫌がるケースも、それによってスケートをしないという、連れていけないという場合もあることから、安全で遊んでもらうためにヘルメットやプロテクターの貸し出しを考えてはいかがでしょうか。

副委員長（渡辺英次君） 田中主幹。

スポーツ課主幹（田中寿幸君） お答えいたします。

貸し靴料及びヘルメットやプロテクターについてのお尋ねでありますけれども、現在貸出用のシューズにつきましては、以前スケート協会が所有して市民に貸し出しをしていたものを寄贈していただき、老朽化しているものは適宜補修などを施しながら、現在利用者に対し無償で貸し出しを行っております。

そこで、貸し靴の料金についてでありますけれども、市といたしましては、新年度から体育施設、教育施設における小・中学生の利用料金を無料化いたしまして、子育て家庭の負担の軽減を図ることとしておりまして、その趣旨からも、小・中学生の利用が多いスケート場におきまして貸しスケートの有料化を行う考えは現在のところございません。また、ヘルメットやプロテクターなどの安全具につきましては、子供たちの安全にかかわる用具と考えますので、新年度シーズンから貸しシューズとともに無償貸し出しを行っていきたいと考えております。

以上でございます。

副委員長（渡辺英次君） 十河委員。

委員（十河剛志君） 貸し靴などを無料化にして、古い靴を使うよりは、きれいで整備の行き届いた靴を有料でも履きたいと思うのは私だけかもしれませんが、今年度は公共施設の見直しを予定されておりますが、つくもスケートリンクの今年度の検証と今後の長期的な展望をあわせてどのように考えておられるのか、教育委員会の御見解をお聞かせください。

副委員長（渡辺英次君） 古川生涯学習部次長。

生涯学習部次長（古川靖弘君） お答えいたします。

今年度の検証といたしましては、PRチラシをオープン前に市内小・中学校に対し配布を行い、新聞記事等で紹介していただきました。十分な周知を行ったとは言えず、反省いたしてい

るところであります。

利用者の推移といたしましては、日中の利用時につきましては大きくは伸びてはいないものの、若干の利用者の増加も見られております。一方、ナイターの利用者は激減いたしておりますことから、少年団活動もなくなった現在、ナイター営業の必要性はないものと判断し、新年度からは取りやめることといたします。

市といたしましても、スケートはスキーとともに雪国の代表的なスポーツであると考えておりますことから、子供たちが気軽にスケートに親しむことができる環境を提供することは大切なことと考えております。今後、市民の皆様がどのようなスケート場を望んでいるのか、新年度に予定しております公共施設全体の見直しにあわせて利用者の御意向をお聞きする中で、設置場所や運営方法を含めて、よりよいスケート場のあり方について検討していきたいと考えております。

以上でございます。

副委員長（渡辺英次君） 十河委員。

委員（十河剛志君） 市民が望んでいるスケート場を意向調査などで確かめてつくっていただきたいと思います。

以上、スケートリンクについてはここで終わります。

次に、次の2項目めの東山墓地についてお尋ねいたします。

昨年、国忠議員が東山墓地について質問されております。そのときの答弁で、東山墓地移転開始当時907名の使用者が昨年187名の使用者になっています。東山墓地移転事業として、墓碑移転、御墓碑墳墓移転補償、御墳墓土葬体補償1体で64万9,000円が計上されております。本年度、今年2月末現在残っている使用者の数と状況をお聞きしたいと思います。

副委員長（渡辺英次君） 千葉環境生活課主幹。

環境生活課主幹（千葉靖紀君） お答えいたします。

東山墓地移転につきましては、しべつ霊園への移転を昭和55年から屯田墓地について開始し、60年からは一般墓地への移転を開始したところでございます。東山墓地移転開始当時907名の使用者があり、今日までしべつ霊園へ移転された方が416名、市外及び寺院納骨堂へ移転された方が306名の、722名の移転がなされており、現在185名の使用者で、その内訳につきましては、墓碑が39名、塔婆が146名であります。

以上であります。

副委員長（渡辺英次君） 十河委員。

委員（十河剛志君） 昨様が187名で、今年が185名ということですので、2つ少なくなったということになりますが、昨年11月17日に、東山墓地に隣接する3自治会（南町南栄自治会、東山自治会、あけぼの自治会）から移転要望書が出ております。ここにありますが、それを読ませていただきますと、地域要望書の内容は、東山墓地の環境整備等について、雑草などの下草の適正管理、樹木の適正管理、早期の墓石移転の完了、墓地内のごみの不法投棄防止、将来的な

公園化等の跡地利用という形で地域要望書が出ております。その中で、早期墓石移転の完了とありますが、移転のためには墓地埋葬等に関する法律及び墓地埋葬等に関する法律施行規則もありますので、1年や2年で移転ができないと思いますが、ある程度一定の期間に移転ができるような目標の計画が必要ではないかと考えていますが、いかがでしょうか。

副委員長（渡辺英次君） 大崎環境生活課長。

環境生活課長（大崎良夫君） 昨年、議員お話のとおり11月に東山墓地に隣接する3自治会より地域要望がございました。その中で、早期墓石等の移転完了の要請をいただいたところであります。

そこで、移転促進の今後の対応、その見通しにつきましてでありますけれども、これまでの移転に関する看板の設置ですとか墓参時の周知、直接の御依頼、更には移転のお願い文の送付をこれまでどおり継続いたしまして、また、経済的理由により移転が難しい状況もというお話も聞いておりますので、移転に関しての費用負担が大きくならないよう、本年度、しべつ霊園に東山墓地移転専用墓域の造成を計画しているところであります。計画としましては、6平方メートルの自由墓地を20区画造成し、墓石を有する使用者に対し早期の移転を目指したいというふうに考えております。

また、御質問の移転完了の目標設定についてでありますけれども、所在不明な使用者の調査につきましては引き続き行ってまいりますけれども、新たな縁故者の情報も得ることが困難な状況でもありますことから、いずれかの段階で移転状況を見きわめた上で、無縁墳墓の改葬手続を行うことを想定しながら移転事務を積極的に進めたいというふうに考えております。

以上です。

副委員長（渡辺英次君） 十河委員。

委員（十河剛志君） こういう問題はなかなか簡単にはいかないとは思いますが、地域のためにも早期墓石の移転を完了していただきたいと思っております。

次に、東山墓地を南北に走る簡易舗装の道ですが、冬期間、除雪もしていないので実質通行どめとなっております。春のお彼岸には、今週18日でしたか彼岸入りをしますし、お参りする方も大変なことから、使用者が祖先を敬い、亡き人をしのぶ日ですので、通る道を除雪してあげられないのでしょうか。そのときに、使用者に移転計画を理解してもらえるようなことをしてはいかがかなと思っておりますが、いかがでしょうか。

副委員長（渡辺英次君） 千葉主幹。

環境生活課主幹（千葉靖紀君） お答えいたします。

東山墓地につきましては、道路幅が狭いこと、駐車スペースがないこと等から、これまで積雪期は除雪を行わず通行どめとしてきたところでございます。委員のお話にありますように、春のお彼岸につきましては、積雪地域といえども、墓参を行い、祖先をしのぶ慣習がありますことから、墓地の使用者の要望を確認するとともに、この時期に限り除排雪が可能かどうか、また、車両の通行を可とするのか、それとも歩行用の通路だけにとどめるのかを建設部とも検

討してまいりたいと考えております。

以上であります。

副委員長（渡辺英次君） 十河委員。

委員（十河剛志君） 次に、地域要望の中であと4点あったんですけれども、雑草などの下草の適正管理、樹木の適正管理、墓地内のごみの不法投棄防止が出ております。23年度予算の中で東山墓地の環境整備事業として121万6,000円が計上されていますが、事業の内容はどのようなものかお知らせください。

副委員長（渡辺英次君） 千葉主幹。

環境生活課主幹（千葉靖紀君） 平成23年度の当初予算におきまして、東山墓地環境整備事業費を121万6,000円計上しております。その内容としましては、既に移転が完了しました墓地南側区域、旧屯田墓地でございますけれども、これと東広通りと歩道と接する西側区域のササ刈り及び下枝払いを業務委託で実施しようとするものであります。また、南側市道に接する部分につきましては、樹木が電線等にかぶっている状況にもなっておりますことから、高所作業車等により部分的な枝払いをあわせて実施しようとするものであります。

以上であります。

副委員長（渡辺英次君） 十河委員。

委員（十河剛志君） 下草の適正管理と樹木の適正管理は入っていたんですけれども、ごみの不法投棄については看板などを立てる予定はあるんでしょうか。

副委員長（渡辺英次君） 千葉主幹。

環境生活課主幹（千葉靖紀君） お答えいたします。

不法投棄につきましては、先日、神田委員にも申し上げたところでございますが、東山墓地におきましても、22年度におきまして家電等の不法投棄が発生した状況がございますから、不法投棄が犯罪であること、この警告看板を設置し職員によるパトロールの強化に努めてまいりたいと考えております。

以上であります。

副委員長（渡辺英次君） 十河委員。

委員（十河剛志君） 東広通りの東山墓地付近では、宅地化も進み、あの一角だけがササが伸び、木の枝が道に伸びてきており、昼間でも暗い感じがいたします。南小学校や南中学校の生徒の通学路ともなっているので、防犯上のこともあり、早急な整備をお願いしたいと思います。

昨年、答弁では、ミニ公園としての整備については困難と答弁しておりますが、一つの提案をさせていただければ、東広通りに市の花でもあるエゾムラサキツツジのようなものを植えてみてはいかがでしょうか。雪解け時期には花を咲かせ、東広通りを通る人々の心を和ますこともできるのではないのでしょうか、お考えをお聞かせください。

副委員長（渡辺英次君） 有馬市民部長。

市民部長（有馬芳孝君） ただいま十河委員より御提言のありました、東広通りに面する東山墓

地にエゾムラサキツツジなどを植えてはどうかということでございます。

まずは、先ほどお答えいたしましたとおり、暗い関係のことにつきましては、雪解けの早い時期を待ちましてそれぞれ環境整備、木の葉が生い茂ってくる前に実施をいたしたいというふうに考えているところでございます。また、植栽につきましては、延長が北から南までの端で約170メートルほどございます。ここをある程度景観等を考えながら植えるというふうにと、種類にもよりますけれども、かなりの本数が必要になってくるのではないかとこのように考えているところでございます。また、植栽をいたしますと、冬期間もでございますので、冬囲いでもございますとか、成長いたしますので、エゾムラサキツツジにつきましては、本によりますと1メートルから3メートルになるものもあるというふうに言われておりますので、その辺の管理の関係も大変になってくるのかなというふうに考えているところでございます。

お話のございましたように、通る人々の心を和ませるということはお話のとおりだと思います。ただ、一方では、通学路になっていて、そういう心を和ませる反面、成長によりまして植えたところに死角が生じるということもございまして、こういったことも考え合わせながら、今後、どういったものがいいのか、また、植えるのがよいのかということも慎重に検討させていただきたいというふうに考えているところでございます。

副委員長（渡辺英次君） 十河委員。

委員（十河剛志君） ありがとうございます。一刻も早い移転と、あの地区に住んでいる方が和むような花なり木なり植えていただきたいと思います。

以上で、東山墓地については終わります。

続きまして、3項目めの高齢者福祉についてお尋ねいたします。

生活介護支援サポーター養成講座の募集で、新聞で募集していましたが、60名ということになっていましたが、高齢者地域支え合い事業計画書では30名の年2回となっていますが、どちらが正しいのでしょうか。

副委員長（渡辺英次君） 青木介護保険課主査。

介護保険課主査（青木秀敏君） お答えいたします。

高齢者地域支え合い事業実施要綱におきまして、生活介護支援サポーター養成講座におきましては、委員お話のとおり、計画書の記載の上では1回30名定員で2回の開催予定でありました。以上です。

副委員長（渡辺英次君） 十河委員。

委員（十河剛志君） それでは、新聞で60名となっていたのは間違いということによろしいですか。

副委員長（渡辺英次君） 青木主査。

介護保険課主査（青木秀敏君） お答えいたします。

実際に募集したのは1回で60名の募集をかけております。

以上です。

副委員長（渡辺英次君） 十河委員。

委員（十河剛志君） 1回60名の募集をかけて、計画では30名の2回ということは、振り分けるということですか。

副委員長（渡辺英次君） 米谷介護保険課長。

介護保険課長（米谷祐子君） お答えいたします。

定員は、実は30名のところだったんですけども、後半に最初、今年度におきましては高齢実態調査を6月から8月にかけて実施いたしまして、その調査結果を踏まえ、地域支え合い事業検討会議を11月に立ち上げた後に養成講座を開催することになってしまいうことになったため、本来であれば30名を2回に分けて講座を開催するところでありましたが、今回については1回60名の計画で講座の開催を予定しておりました。

以上です。

副委員長（渡辺英次君） 十河委員。

委員（十河剛志君） ということは、新聞の60名は間違いじゃなかったと。今回は60名でやるということでしょうか。

副委員長（渡辺英次君） 米谷課長。

介護保険課長（米谷祐子君） 委員お話のとおり60名の計画で、開催いたしたところでありませう。

副委員長（渡辺英次君） 十河委員。

委員（十河剛志君） それで、講座の開設に当たって60名の募集をしたんですけども、結局は30名だったと。それででしたら、60名募集しているのですから、いろいろなところに創意工夫をして、限りなく60名に近づける努力をすべきだったのではないかと考えますが、いかがですか。

副委員長（渡辺英次君） 青木主査。

介護保険課主査（青木秀敏君） お答えいたします。

30名定員から60名の定員に拡大いたしましたことから、多くの方に参加をしていただくために広報や新聞等で広くお知らせしたほかに、土別市内の73あります自治会長に対しましては、役員会や総会等を通じまして自治会の方々に養成講座開催の案内をしていただくようお願いしたところでありませう。また、民生委員、児童委員の方々に対しましても参加の依頼をするとも、養成講座を地域において広く周知していただくようお願い申し上げたところでありませう。更に、一般市民の方々から講座に対する問い合わせや受講の申し込みがあった際には養成講座の趣旨を伝えて、関心を持っていただける多くの市民が参加していただけるように声かけもお願いしたところでありませう。また、サポーター養成講座の募集についてホームページに掲載するとともに、出前講座として自治会に出向きましてサポーター養成講座の趣旨と参加の依頼をしてきたところでありませう。このように、市民の方々に参加していただけるよう各種周知の創意工夫に努めたところでありませう。

以上です。

副委員長（渡辺英次君） 十河委員。

委員（十河剛志君） 生活介護支援サポーター養成講座の内容は非常にいい講座でありますので、60名募集したのであれば60名集める努力をもっとしていただきたいなと思います。

士別市高齢者福祉計画・介護保険事業計画では、第5章「介護予防・生活支援の推進」第2節の「生活支援の充実」の中で、会員相互の親睦や高齢者がみずから得た知識・経験・技術を生かした社会貢献などを行う団体として老人クラブの活性化を図ると掲げ、老人クラブを活性化して、社会貢献を推進する団体と位置づけていくとあります。言葉を変えて伝えれば、老人クラブは地域福祉を推進する有用な団体であると言っていると読み取られるのですが、このような理解でよろしいのでしょうか、見解をお聞かせください。

副委員長（渡辺英次君） 高木介護保険課主幹。

介護保険課主幹（高木健史君） お答えいたします。

老人クラブは、昭和38年に制定された老人福祉法や平成6年の新ゴールドプランなどに、高齢者の社会参加、生きがい対策の推進組織として位置づけがなされ、閉じこもりや孤立防止のためにクラブ活動への参加促進や地域での見守り、友愛訪問活動の推進を行っており、十河委員お話のように、老人クラブは地域福祉を推進する有用な団体でございます。

以上でございます。

副委員長（渡辺英次君） 十河委員。

委員（十河剛志君） そうしますと、老人クラブは地域福祉推進の有用な団体の一つということですから、地域においては老人クラブの加入率を高めることが非常に大事になってくると思います。老人クラブの加入数とその比率を教えてください。

副委員長（渡辺英次君） 高木主幹。

介護保険課主幹（高木健史君） お答えいたします。

老人クラブの加入数でございますけれども、平成19年度は1,617人、平成20年度は1,528人、平成21年度は1,419人でございます。加入割合につきましては、平成21年度末の住民基本台帳上の状況で申し上げますと、市内の老人クラブの会員数1,419人に対して60歳以上の人口は9,048人ですが、施設に入所されている方もいらっしゃいますことから、その加入率につきましては16%ではないかと考えております。

以上です。

副委員長（渡辺英次君） 十河委員。

委員（十河剛志君） 去年、斉藤議員が質問して、加入者数1,419名、加入率16%、去年と変わっていないということなりますよね。同じく計画書では、未加入者のクラブへの参加を働きかけていますとしておりますが、具体的な拡大方策、どのように考えているのかお聞かせ願いたいのと、あわせて前年度までの具体的な取り組みをお聞かせください。

副委員長（渡辺英次君） 高木主幹。

介護保険課主幹（高木健史君） お答えいたします。

老人クラブの加入促進の取り組みといたしましては、個々の老人クラブではクラブの名称を

変更し、何々老人クラブから老人という言葉を外して、若い方も抵抗なく加入しやすい名称を使用するなどの工夫をしております。また、市の老人クラブ34カ所中21カ所が老人クラブの名称を使用しておりません。また、活動目標に新会員の加入促進を会員全員の協力で実施することを掲げて活動されているクラブや、役員がクラブの趣旨や目的を個々の高齢者宅を訪問して説明しクラブへの勧誘活動を行い、また、自治会に老人クラブ紹介の回覧を依頼し加入促進に努めております。

このようなことで、市といたしましても、加入促進の今後の取り組みといたしましては、介護保険課などの相談窓口に来られた市民の方に対し、老人クラブの所在と活動内容についてお知らせし、多くの高齢者が集まる公民館主催の九十九大学や地域包括支援センターが開催する介護予防事業の参加者に対しましても、老人クラブの紹介をして、加入促進が図られますよう周知啓発に努めてまいります。更に、来年度実施を計画しております高齢者夫婦世帯の実態調査においても老人クラブの加入状況調査を行い、老人クラブ未加入者に対しましては老人クラブへの加入を勧めてまいりたいと存じます。

以上でございます。

副委員長（渡辺英次君） 十河委員。

委員（十河剛志君） ありがとうございます。加入促進を進めていただきまして、老人クラブの活性化、加入率を上げていただきたいと思います。

老人クラブの有用な役割として、見守り活動による孤独死を防止することもあるとは思いますが、土別市では孤独死に対する考え方は先週の渡辺議員の一般質問でも述べられました。孤独死実数はどれくらいあるのかお尋ねいたします。

副委員長（渡辺英次君） 高木主幹。

介護保険課主幹（高木健史君） 孤独死の実数でございますけれども、お尋ねの本市における孤独死の発生状況でございますが、平成19年は4名、20年は3名、21年は9名、22年は3名となっており、23年は現時点では1名の孤独死の発生となっております。

以上です。

副委員長（渡辺英次君） 十河委員。

委員（十河剛志君） 毎年孤独死があるということですので、見守り活動の重要性を感じる数字だと思います。

関連して、経費の節減の方法について考え方をお聞きいたします。

最近開講されましたサポーター養成講座と、市民部が所掌して行われました消費者被害防止の講演会、この2つの講座の講師は同じ方であります。話された内容もほぼ同じ内容だったと考えられます。このような場合、市役所内部の連携を濃密にすることによって共用して主催することができるのではないかと、それによって経費削減に結びつくのではないかと考えます。幹部会議などで横の連携を強化することによって実現可能と考えるのでありますが、今後このような事案について改善する考えがあるのかどうかお答えをお聞かせください。

副委員長（渡辺英次君） 米谷課長。

介護保険課長（米谷祐子君） お答えいたします。

サポーター養成講座のカリキュラムと、市民部においてこの養成講座とほぼ同様のテーマの講座が行われたことから、事業の経費節減の上からも、今後はこういった場合事業を併用して行うべきとのことでありますが、サポーター養成講座は、国で定める生活介護支援サポーター養成事業実施要綱により、一定の福祉、介護に関する知識や技術を身につけ、高齢者の生活介護サービスを行うことの担い手養成に必要なカリキュラムを企画としての講座ということで、一般の市民向け講座とは違った形で実施いたしているところでもあります。しかしながら、十河委員お話のように、市などの中において同じような講座が行われるといった場合は、今後、講師の方や関係部局との調整を行う中で、重複することなく併用が可能となるよう、その連携強化に努めてまいります。

以上でございます。

副委員長（渡辺英次君） 十河委員。

委員（十河剛志君） わかりました。ぜひ経費削減にも努めていただきたいと思います。

しかし、新しい視点に立った市民参画、協働によるまちづくり実現を目指すという視点に立つならば、一大発想の転換をして取り組むべきことを申し上げておきます。今回取り上げた生活介護支援サポーター養成講座は、これからの高齢者に対する担い手育成のためにはぜひ必要な講座であり、内容も高齢者の特性を知る、これからの地域包括ケア、地域福祉などの充実を図るために、自治体、各自治会、各種団体、地域に居住する市職員、地域住民が一体となって安心・安全なまちづくりを目指さなければならないことを考えます。市長は執行方針で、高齢者福祉、介護について1項目を起こされております。市役所職員も含めた地域住民の安心・安全なまちづくりを目指すならば、地域担当職員に加え一般職員についても、勤務時間管理など困難な課題もありますが、地域高齢者とのかかわりを発展させるため、サポーター養成講座に参加すべきだと考えますが、市の見解を求め、私の総括質問を終わります。

副委員長（渡辺英次君） 鈴木総務部長。

総務部長（鈴木久典君） 地域担当職員については、さきの一般質問の中で粥川議員の質問に市長からお答えしているところでもありますけれども、地域担当職員の目的としては、地域と行政が情報を共有して、そして相互の理解と連携を深めるということを位置づけております。そして、期待される成果、効果ということになりますけれども、一つには市民目線での課題を把握すること、一つには市民と行政の距離感を縮めること、そして3つ目には地域課題の解決に向けて実効性の高い施策を展開すること、この3つを期待しているところでもあります。そんなことから、22年度においては、高齢者の実態調査ですとか地域政策懇談会を開催してまいったところでありまして、そのことを23年度予算の中で特別枠の関係ですとか反映できたということについては一定の成果があったものというふうに考えております。

2年目となります23年度においては、こうした目的を達成するために、地域と行政を結び役

割、このことを基本にしながら更に充実を図ってまいりたいというふうに考えているところがあります。そんなようなことから、今お話にあった介護支援サポーターとしての役割を地域担当職員が同時に担うということには、これはならないものというふうに考えております。23年度地域担当職員については、65歳以上の夫婦世帯の調査というふうなことも今計画しておりますし、この養成講座についても地域への情報提供あるいは地域との連携、こういったことに対して地域担当職員としての役割があるのかなというふうに思っております。しかしながら、こういった高齢の社会を迎えて、市の職員が専門的な知識を持って業務運営に当たるとということは極めて大切なことですので、これまで全職員を対象に行っている職員研修、新規採用のときに研修も行っていますけれども、新規採用時には救命、救急の研修を初め、高齢者の福祉と介護といったようなテーマで研修も行っているところがあります。こうした職員研修の中で養成講座についてのカリキュラムに取り組んでいくというようなことを今後少し検討してまいりたい、このように考えております。

以上です。

副委員長（渡辺英次君） 十河委員。

委員（十河剛志君） ありがとうございます。ぜひ新人研修、指定職員研修で、生活介護支援サポーターの養成講座を受講してもらい、これからの高齢社会に向けて対応していただきたいと思います。

私から終わります。

副委員長（渡辺英次君） 小池浩美委員。

委員（小池浩美君） 総括質問を行います。ちょっと順序が変わりましたのでよろしくお願いします。

まず1番目は、障害者への支援事業についてお聞きしたいと思います。

初めに、民生費、社会福祉費の障害者援護費にかかわってお聞きしたいと思います。

2006年、平成18年ですからね。障害者自立支援法が施行されまして、この法律には市町村が実施しなければならない障害者の自立を支援するいろいろな事業が決められております。その一つに地域生活支援事業、その地域生活支援事業の中には5つほど事業がありまして、相談支援事業、コミュニケーション支援事業、日常生活用具給付等事業、移動支援事業、地域活動支援センター事業と、5つほどの事業がこの中に入っております。それで、今回もこの予算案の中に相談安心事業というのが新規ということで予算立てされております。それから、移動支援事業の中の、これは移動支援事業の中に入るのかどうか私にははっきりしませんが、団体のバスの助成と、そういうものもあります。

まず初めに、この5つのそれぞれの事業の内容を簡単にわかりやすく説明していただきたいと思います。それと、それぞれの事業は委託していると思うんですね、福祉法人なんか。

その委託先、それから23年度予算における委託料、それも含めてお知らせください。

副委員長（渡辺英次君） 前田福祉課主幹。

福祉課主幹（前田和広君） まず、移動支援事業でありますけれども、今日、特に知的障害者あるいは精神障害者の方の相談が増えてきている状況にあります。こうした方々の相談内容は、日常生活上ひきこもり状況にあるとか対人関係などで悩んでいるといった方が多くおられ、こうした方々に障害者自立支援法に基づくサービスの提供が必要となるわけではありますが、この場合どのようなサービスでもよいというわけではなく、マネジメントをして、その障害者に見合ったサービスを提供することが重要でありまして、そのような障害者の社会生活力を高めるための……

（「今している説明は相談支援事業……」の声あり）

申しわけありません。相談支援事業であります。

（「わかりました」の声あり）

障害者の方の社会生活力を高めるための相談指導業務が増えてきている状況にあります。しかしながら、市にはそういった専門職員がいなく、的確な相談指導が困難なことから、専門職の多くいるしべつ福祉会に委託し、本事業を計画しております。具体的な事業内容といたしましては、障害者の生活相談や障害福祉サービスの利用相談、就労支援、成年後見制度などの権利擁護の活用支援、ひきこもり障害者の支援、あるいはケアマネジメント業務として、個別支援計画の作成、障害福祉サービス利用者宅への定期的な訪問による状況確認、サービスの利用調整などとなっております。委託先としましては、しべつ福祉会を予定しておりまして、委託料につきましては393万円を計上しております。

次に、コミュニケーション支援事業についてであります。この事業は、聴覚障害者の方が市役所や金融機関、病院などにおいて各種手続や病院を受診するときなどにおいて、聴覚障害者と健聴者の意思疎通を円滑に行うため、手話通訳者を派遣するという事業であります。派遣者は手話通訳者ということで、事業費につきましては5万円を計上しております。

次に、日常生活用具給付事業についてであります。この事業につきましては、身体障害者の介護用品や生活用具あるいは療養用具などの支給を行う事業であります。また、支給費用の1割は自己負担となっております。事業者は、各種用品の取扱業者ということであります。事業費は819万4,000円を計上しております。

次に、移動支援事業についてであります。この事業は、屋外での移動が困難な障害者の方に対して、外出の際に介助を行う事業であります。なお、JR土別駅の乗降介助につきましても本事業を活用して実施しております。委託先は社会福祉協議会であります。委託料は172万8,000円を計上しております。なお、JR乗降介助分については25万円を計上しております。

次に、地域活動支援センター事業についてであります。この事業につきましては、障害者の方が自立した日常生活や社会生活が営めるよう、支援センターに通所してきて、そこで軽スポーツや手芸、工作、料理などの創作活動や能力に応じた軽作業を行ったり、あるいは仲間との交流活動及び余暇活動などを行っているものであり、更には、日常的に障害者を介護している

家族の方の一時的な休息などを目的として、本市と剣淵、和寒町の1市2町で委託開設し、障害者を支援している事業となっております。委託先につきましてははしべつ福祉会で、委託料につきましては434万2,000円を計上しております。なお、朝日の手をつなぐ親の会ということで小規模作業所がございますが、手をつなぐ親の会につきましては、補助金としまして496万5,000円を計上しているところであります。

以上であります。

副委員長（渡辺英次君） 小池委員。

委員（小池浩美君） すみません、手話通訳のところでは委託先を聞き漏らしました。どこでしたっけ。

（「委託先は、派遣者ということで手話通訳者という形になります」の声あり）

個人ですか。

（「個人です」の声あり）

わかりました。

それで、移動支援事業の中のJR土別駅乗降介助事業、これについてお聞きしたいんですけども、これについては、過日新聞報道等もされまして、非常に画期的な事業だということで大きく市民に知らされたところですけども、JR土別駅乗降介助事業、今、予算額は25万円というふうにおっしゃっていましたがね。それで、もし障害のある方がこれを利用するとしたら幾ら利用料金かかるのかということと、これを利用できる障害者というのはこういったような方が利用できるのかといったようなことをわかりやすく説明してください。

副委員長（渡辺英次君） 前田主幹。

福祉課主幹（前田和広君） JR乗降介助の利用料金についてでありますけれども、市民税非課税世帯の方は無料となっております。なお、課税世帯の方は費用の1割を負担していただくことになり、料金は介助に要する時間や介助ヘルパーの人数により異なっております。上り列車は1番ホームを発着しますので、乗降及び移動介助に必要な介助ヘルパーは2人で対応できる場所がありますが、下り線につきましては跨線橋を移動することから、必要な介助ヘルパーは4人が必要だということを踏まえまして具体的に申し上げたいと思います。仮に30分から1時間の介助を受けた場合には、移動支援事業の介助ヘルパー利用料金はヘルパー1人につき4,000円であり、その自己負担額は1割の400円になります。そこで、上り列車を利用しますと2人の介助者が必要ですので利用料金は8,000円となり、自己負担額は1割の800円となります。また、下り列車を利用した場合は4人の介助者が必要となりますので、利用料金は1万6,000円となり、その自己負担額は1,600円となります。

次に、車いすの利用対象者の方でございますが、この事業の対象者としたしましては、下肢機能障害及び体幹機能障害、脳原性運動機能障害のある方で、身体障害者手帳1級を持っている方を対象としております。

以上であります。

副委員長（渡辺英次君） 小池委員。

委員（小池浩美君） そこで、対象者なんですけれども、当然車いすを利用している方が対象になると思うんですが、今おっしゃったのは下肢機能障害1級、体幹機能障害1級、脳原性運動機能障害1級という、そういう障害を持っている方たちが対象だということですが、これはなぜ1級だけなのか、2級ならだめなのかと思うんですけれども、教えてください。

副委員長（渡辺英次君） 前田主幹。

福祉課主幹（前田和広君） 車いすを利用されている方はほとんど障害機能の1級を持っておられるということで、2級を所持している方はほとんどいらっしゃらないと、そういうふうに考えているところであります。

副委員長（渡辺英次君） 小池委員。

委員（小池浩美君） 2級の方は土別にはほとんどいないというふうに解釈していいんですか。それとも、2級と言われている障害者は全国的にはいないということですか。

副委員長（渡辺英次君） 前田主幹。

福祉課主幹（前田和広君） 2級を持っている方で車いすでないと移動ができない、そういう方はほとんどおられないというふうに考えております。

（「土別ですか」の声あり）

いや、全国的にです。

（「全国的に」の声あり）

はい。

副委員長（渡辺英次君） 小池委員。

委員（小池浩美君） 障害者認定基準には1級とか2級、3級ってありますよね、決まっていますよね。それで現実的に、ああそうなんですか。じゃ、下肢の障害、足の下の方の障害の方の2級というものの対象者はほとんどいないということなんですか。

副委員長（渡辺英次君） 仁村保健福祉部次長。

保健福祉部次長（仁村光春君） 先ほど前田主幹のほうからお話いたしましたのは、2級の方もいらっしゃいますけれども、2級の方で車いすを常時使っている方がいらっしゃらないというような意味でお答えいたしました。

副委員長（渡辺英次君） 小池委員。

委員（小池浩美君） それは、土別市内の方を対象に言っているんですか。2級だって結構重症なんですよ。下肢障害2級、両方の下肢すべての指を欠くとか、1本の下肢の機能に著しい障害を有する、それとか足関節以上を欠くとか、非常に1級に劣らず障害が重いので、当然車いすを使わなければならないと思うんですけれども、あなたたちは専門家でないからわからないとは思いますが、ここを深く追及してもどうしようもないと思いますけれども、1級しか、対象者を1級に限定したということは、私は、ちょっとこれは片手落ちかなというふうに思いま

す。2級も当然入れるべきではなかったかなと思うんですけども、そこら辺のところどうですか。

副委員長（渡辺英次君） 織田保健福祉部長。

保健福祉部長（織田 勝君） 今、仁村次長のほうからも申し上げたところなんですけれども、こういった下肢・体幹障害ということで1級というふうに要綱において定めてあるわけでありまして。そのことにつきましては、ただいま申し上げたようなことで、そのほとんどが車いすを使用されている方のこういった障害にあっては1級の方だというような、そういう認識のもとに要綱においてもそのように定めておるわけでありましてけれども、今後、必ずしも2級の方が絶対車いすを利用していないということが、あるということも考えられますので、そういう状況においては、当然これは跨線橋を渡るとか乗降には大変な思いをするわけでありまして、これは今後、要綱の見直しといったようなことも行わなければなりませんけれども、そういったことで実態に即して対応いたしてまいりたいと、このように考えております。

副委員長（渡辺英次君） 小池委員。

委員（小池浩美君） ケース・バイ・ケースでうまくやっていただきたいと思います。

それで、相談支援事業、これが今度新たに実施される事業になって、委託料が393万円、これが今回の予算にも上がっております。この委託先が、先ほどお聞きしましたら社会福祉法人のしべつ福祉会ということですが、そのほかにも土別には福祉法人はいろいろありますので、そのほかのそういった法人の方々にもちゃんと打診して、しべつ福祉会に決められたのかどうか、そこら辺確認したいと思います。

副委員長（渡辺英次君） 仁村次長。

保健福祉部次長（仁村光春君） 委託先選定に当たりましては、市内で障害者福祉サービスを提供しておりますしべつ福祉会など社会福祉法人4事業所に対しまして、昨年9月に個別に訪問いたしまして、委託事業の内容の説明と受託の意向について打診を行いました。その中で、専門職員配置による相談体制確保が困難であること、委託先としては相談体制が整っているしべつ福祉会をお願いしてはとの意見をいただきまして、専門職員の配置や年間を通した相談窓口の開設など相談支援体制が整っている法人としてしべつ福祉会を選択いたしました。

以上です。

副委員長（渡辺英次君） 小池委員。

委員（小池浩美君） それで、この委託先、しべつ福祉会が委託を受けてやっています地域活動支援センター事業というのもあるんですよ。非常に似たような言葉なので混乱するんですけども、今回、新しく予算立てした事業は相談支援事業なんですね。今までに地域活動支援センター事業というのがありまして、そこでも障害者の相談業務をやっております。ですから、今回の相談支援事業とほとんど同じでないかと私は思うんですよ。しかも、両方やっているところがしべつ福祉会ということですので、これは屋上屋を架すことになるのではないかとこのふうにも思ったりするんですが、ここら辺のところを説明してください。

副委員長（渡辺英次君） 仁村次長。

保健福祉部次長（仁村光春君） 地域活動センターと障害者相談支援事業のそれぞれの相談業務につきましては、これらを重複して無用の事業になっているのではないかとのお尋ねであります。ただいま申し上げましたように、地域活動支援センターは通所されてきている障害者に対する相談業務でありますし、一方、障害者相談支援事業につきましては、ひきこもりやコミュニケーションがとれなくて困っている障害者の方々への今後の新たな生活相談や福祉サービス利用相談及び就労支援など、その障害者の状況に即応して、どのようなマネジメントを行い支援内容を計画していくかといった相談指導などを行うのが障害者相談支援事業でありますので、両事業につきましては重複しておらず、両事業それぞれに取り組む事業内容となっております。

以上です。

副委員長（渡辺英次君） 小池委員。

委員（小池浩美君） 地域活動支援センター事業は、このセンターへ毎日通っている方たちへの相談を受けるということとして、新たな相談支援事業は、通所者以外でも広く市内で暮らしている方たちの障害者の相談を受けると、そういうふうに解釈しましたが、よろしいんですね、それでね。

副委員長（渡辺英次君） 仁村次長。

保健福祉部次長（仁村光春君） そういふことでございます。

副委員長（渡辺英次君） 小池委員。

委員（小池浩美君） それで、平成21年3月に北海道障害者条例が制定されております。この北海道障害者条例、これ結構長いんですけども、省略して言っているんですけども、この中で地域相談員制度というのをまた設けるということになっているんですよ。地域相談員制度、これについてお聞きしますが、この地域相談員の仕事、活動はどのようなもので、また、先ほどの相談支援事業とはどう異なるのかということと、士別市にも地域相談員というのがあるのかどうか。そしてまた、地域相談員と相談支援事業の相談員との接点というか、連携とか、そういうものについてもお聞きしたいと思います。

副委員長（渡辺英次君） 仁村次長。

保健福祉部次長（仁村光春君） お答えいたします。

まず、地域相談員の仕事と活動についてであります。地域相談員は、議員お話の北海道障害者条例施行規則によりまして、障害者に対する虐待や差別等に関する相談や、地域で暮らす高齢者のバリアフリーなどの環境整備に関する相談を受けることを活動目的とし、更に、虐待等の事案については、道内圏域ごとに組織されております地域づくり委員会に報告するとともに、関係機関に情報提供することを主な仕事として、北海道知事から委嘱され、士別市では3名の地域相談員が活動されております。

一方、障害者相談事業は、先ほどお話しいたしましたとおり、障害者の生活全般の相談に応

じることを目的として開設するものでありますので、障害者の相談活動という目的は同じであります。それぞれ特有の目的を持つ活動となっております。

次に、接点につきましては、それぞれの立場で障害者からの相談を受けて関係機関等に情報提供することで、市内における相談事例を共有し連携を図りながら問題解決に当たり、障害者福祉の向上に努めてまいりたいと存じます。

以上です。

副委員長（渡辺英次君） 小池委員。

委員（小池浩美君） 相談に関してはいろいろな機関ができて、非常にきめ細かくやっているように見えますけれども、これをぜひとも使い勝手がいいようにしていただかないと、障害者の方々が相談したいことがあって福祉課の窓口に行ってもうろうろするというようなことのないように、きちんと運用していただきたいと思います。

それで、この項の最後ですけれども、新規事業で障害者団体バス利用助成事業が上がっております。事業費34万1,000円ですか、この事業の中身と助成額の根拠を説明していただきたいと思います。

副委員長（渡辺英次君） 前田主幹。

福祉課主幹（前田和広君） 障害者団体バス利用助成事業につきましてではありますが、障害者の方が、その家族で構成する団体などがスポーツなどの各種大会や研修会あるいは他市町村団体との交流会などの参加においてバスを利用した場合費用もかかるということで、自家用車で乗り合わせたり列車を利用したりということで、余り大勢の会員の方の参加ができず、人数を限定して参加していたということなどもありましたことから、障害者の方の活動人数を広げさせ、社会参加の促進を図るため、当該団体がバスを借り上げて各種大会などに参加する場合、その借上料等に対し補助対象経費を定め、その経費の3分の2を支援する事業であります。

次に、助成内容の助成金額の根拠についてであります。これにつきましては、市のバス借上料の単価契約に基づきまして助成金額を設定したところであります。具体的には、大型バス1台の借上料の1時間当たりの単価は8,400円でありますので、1日の借上時間を7.5時間と想定しまして、1日の借上金額の限度額を6万3,000円としたところであります。また、教育委員会で児童生徒がスポーツ大会などに参加する場合において、利用バスの交通費助成として運賃の3分の2の額を助成していることから、本事業におきましても助成金額はバス運賃等の料金の3分の2の額と、その限度額を4万2,000円としたところであります。

以上であります。

副委員長（渡辺英次君） 小池委員。

委員（小池浩美君） ありがとうございます。この項は終わります。

次に、高齢者の入浴料の助成についてお聞きします。民生費の社会福祉費、老人福祉費にかかわってお聞きします。

新規の事業として高齢者等入浴料助成事業、これが一般財源から300万円ということで計上

されております。これは、朝日町の交流センターの和が舎の入浴料と、土別の交流施設のぶらっとの入浴料への助成ということで、対象者が70歳以上の人、ただし、生活保護法の最低生活費の1.2倍を超えない世帯という所得制限付きの70歳以上の人、母子家庭、身体障害者・療育・精神障害者保健福祉等の手帳保持者が対象ということになっています。入浴料、大人1人分の2分の1ということで、2分の1を助成するということで1人当たり200円助成です。朝日交流センターなんかの普通の入浴料は、大人は中学生以上ですが400円、子供が200円になっていますので、その半分というふうになっています。

そこで、まず初めにお聞きしておきますが、助成対象者の高齢者に限ってですが、70歳以上で生活保護法の最低生活費の1.2倍、一体対象高齢者の収入は幾らくらいの人なのでしょうか、教えてください。

副委員長（渡辺英次君） 西條住民福祉課長。

住民福祉課長（西條和則君） お答えいたします。

生活保護法による最低生活費認定額の1.2倍の額であります、70歳以上の単身世帯では102万8,448円、70歳以上の2人世帯では151万4,436円となっております。

副委員長（渡辺英次君） 小池委員。

委員（小池浩美君） 1カ月当たりで教えてください。

副委員長（渡辺英次君） 西條課長。

住民福祉課長（西條和則君） 1カ月当たりになりますと、70歳以上の単身世帯で1カ月8万5,704円となります。70歳以上の2人世帯でありますと12万6,203円となります。

副委員長（渡辺英次君） 小池委員。

委員（小池浩美君） 月額、今言ったような8万5,704円、あるいは2人で12万6,203円、こういった方々、これより以下の方ですね。以下で暮らしている方々のみ対象にして200円を助成すると、こういうことです。

それで、朝日町では今まで朝日老人保健センター、ここへお年寄り遊びがてらというか、お互いに交流する場所もありますし、そこへ行ってお風呂に入って帰ってくると、そういうふうになっていますが、その料金は、中学生以上大人は200円なんです。大人が200円、子供が100円なんです。そして、助成があつて、そんな所得制限も何もありません、60歳以上は全部半額だから100円を入れるんです。そういう仕組みにずっとなっております。

先ほども一般質問で粥川議員が、朝日では60歳以上の人には4倍の金額になるじゃないかと、そういうふうにおっしゃいましたけれども、助成の対象、助成額の決め方ですが、これはちゃんと町民の皆さんに「こういうふうにしてやるよ、どうだろうか」というふうに提案して聞いたものなのかどうか。そして、今は本当に市民の声をしっかり聞いてというのが行政の手法です。学校の配置でも、条例を決めるのでも、何でもしっかりと市民一人一人の声を聞いて、それを集約してというふうになっておりますし、それゆえに市長は、ゴルフ場にしても、日向温泉にしても、いろいろな市民の声を聞いて、聞くがゆえに悩んでおられると思いますけれども、

まずこのことについて朝日の市民の皆さんにしっかりと聞いたのかどうか。そして、聞いた声をどのように集約してこの結論に至ったのかどうか。特に合併特例区協議会、この意見はどうだったのかお聞かせください。

副委員長（渡辺英次君） 西條課長。

住民福祉課長（西條和則君） お答えいたします。

まず、市民の声をどのように集約したのかということでございます。朝日地区における各種地域課題につきましては、合併特例区協議会において御意見をいただいているところであります。地域交流施設の和が舎の入浴料につきましても、地域課題の1事案として参考といたすため、平成22年4月、6月及び8月に開催された合併特例区協議会において御意見をいただいているところであります。

その内容として、5月1日から14日の2週間行いました老人保健センターの浴場を利用する方々から、料金等について直接聞き取りによるアンケート調査結果の報告、また、近隣類似施設等の料金などを参考にしながら多くの御意見を伺う中で、施設の維持管理費や近隣施設の状況等を考慮し、大人400円、子供200円、幼児は無料との意見集約があったところであります。また、対象年齢につきましては、老人保健センターで実施している満60歳以上の高齢者や障害を持つ方などの利用料金を2分の1としていることから、その設定につきましては現行の60歳代は若過ぎるであるとか、65歳以上あるいは70歳以上が適当などという御意見がございました。また、設定年齢に該当するすべての高齢者を対象とする必要があるのか、あるいは、非課税世帯などの所得制限を設けるべきではないか、また、所得制限を設定せず多くの方が利用できるようにすべきではないかなどの御意見が出されたところでありますが、高齢者福祉等を考慮し、満65歳以上の方について2分の1の200円で入浴できるようにすべきとの特例区協議会の最終的な意見集約となったところであります。

それから、特例区協議会での意見集約をどのように反映したのかという御質問でありますけれども、こうした特例区協議会で集約された意見を受けまして、福祉施策として実施すべく、本事業内容等の協議の段階で、対象年齢を満65歳以上の方とした特例区協議会の意見は尊重いたしてまいりますが、他に敬老事業の75歳であるとか敬老バスの74歳などの他の事業の例もございまして、70歳以上というのは総合的に判断して高齢者として一つの目安となる年齢であることから、対象年齢を70歳以上といたし、また、福祉施策の目的として経済的弱者の負担軽減を図ることを重視ということから、年齢に達した方すべてを対象とすることではその公平性を欠くとの考え方から、一定の所得制限を設定することとしたものであります。

また、特例区協議会で集約された満65歳以上という対象年齢につきましては、現在、先ほど申し上げました朝日町老人保健センター入浴料の減額決定を受けて利用されている方のうち、満65歳から満69歳の方については一気に70歳に引き上げるということではなく、負担緩和を目的として満70歳に達するまでの間、同様に所得制限を設け、助成の対象とする経過措置を設けることで、その意見を反映したところでございます。

また、本事業における市民の利用機会の公平性ということを踏まえ、対象施設につきましては朝日地区の和が舎並びに土別地区のぷらっとの両施設としたところであります。

以上でございます。

副委員長（渡辺英次君） 小池委員。

委員（小池浩美君） 去年8月11日の朝日の合併協議会の会議記録があるんですけども、ここでは、和が舎の料金設定の意見が集約されているんですよ。大人400円、子供200円、幼児無料、そういうふうにそれでいこうと。「助成については、高齢者福祉等に配慮して満65歳以上及び身体障害者等の市民は200円とすること、こういう意見でまとめさせていただきたいと思えます」って加藤主幹が言っているんですけども、会議ではそういうふうにまとまったんです、今おっしゃったようにね。私、これがすごく大事だと思うんですよ。合併協議会の意見というのは、朝日の市民の皆様方の意見のある程度の集約、代表でないかというふうに考えます。何度も何度も会議を開いて、4月、6月、そして8月11日にこういう結論に達しているんです。城守区長もこうおっしゃっているんです。「皆さんの御意見としては、ここでいただいたような朝日地区の意見という形で申し上げていきたいと考えております」と、こういうふうにおっしゃっております。

そこで、私が不思議に思うのは、こういった朝日の集約された意見はどこに持って行って、どこで助成について協議されてこういうふうになったかという、この意見が宙に浮いてはいないんだろうと思うんですけども、その流れですね。どこでこういうことを論議されて、こういうふうになったか、教えてください。

副委員長（渡辺英次君） 西條課長。

住民福祉課長（西條和則君） 合併特例区協議会でそういった意見の集約がされまして、これを新年度から実施するというので、これを予算に反映しなければならないということで、本事業に係る事業内容、当然対象年齢であるとかそういったものを、合併特例区協議会の意見を尊重しながらどのように決めていくかということで、先ほど申しましたように70歳という対象年齢につきましては、協議会の中でもそういった意見が確かにございましたけれども、65歳以上という対象年齢につきましては尊重いたしますが、70歳というのが適当ではないかということで、これは市のほうでいろいろ協議する中で決定したというものでございます。

副委員長（渡辺英次君） 小池委員。

委員（小池浩美君） だから、市のほうでという、その「ほう」はどこなんですか。例えば、保健福祉部の管理職会議で相談したんだとか、何かあるでしょう、どこで。

副委員長（渡辺英次君） 相山副市長。

副市長（相山佳則君） 今、小池委員から朝日合併特例区で打ち合わせられたときの会議録、お読みいただきました。その中で、城守副市長から、朝日地区の意見としてこれを持っていきたいというお話でございますけれども、その話については、朝日、城守副市長、支所長、担当の方も含めて、私ども、平成23年度の予算案編成に当たって、まず私どものところで協議いたし

ました。その中で、朝日地区の特例区で話された御意見というのは、今、小池委員お話しのとおりでもありますし、そのようなことを私どもも、朝日の総合支所を通してお聞きしております。その中で、先ほど西條課長が申しましたように、朝日地区の施設に係る入浴料でありますけれども、これは土別市全体として一つの目安として70歳以上ということで、先ほど言いましたように、敬老事業の75歳あるいは敬老バスの74歳と、いろいろなほかの事業と考え合わせるときに、この事業については70歳以上ということにしようということになったわけでありまして、そういった中で、土別市全体の事業として見たときに、土別地区にお住まいのそういった高齢者の方で、あるいは経済的に弱いと思われる方についての福祉という観点からの全市としての事業ということで必要であろうということなどなどの判断から、今回、予算の中で御提案したような内容になっておりますし、それは土別市のいろいろな、土別市といいますが、私どもの予算査定の中でも話しておりますし、最終的には土別市として平成23年度予算を策定するときに決定してまいったということでもあります。

副委員長（渡辺英次君） 小池委員。

委員（小池浩美君） 全体を見てとおっしゃいましたが、合併特例の期限も終わるということで、朝日も土別も公平にというふうな考え方だと思いますけれども、それはちょっと違うような気もするんですね。それで、去年9月の第3回定例会に菅原議員が合併特例区事業終了後、これからのことについて一体どうなのかというような、心配だということなどで質問されているんですよ。それで、相山副市長が答弁されているんですが、今とほとんど似たような姿勢なんです、考え方がね。例えば、「合併特例区期間終了後、民意を反映する機関があってもよいのではということではありますが」、これは菅原議員が合併特例区協議会、こういうものを残しておいてはどうかということに対してですね。「合併特例区協議会委員の方々からも同様の御提言がありますことから、今後、特例区協議会で十分御論議をしていただき、市としては、協議会の意見を尊重しながらその対応に配慮してまいりたいと考えております。」そして、「特例区事業は地域に根差した事業であるため、大きな変化はまちの衰退につながるので慎重な配慮が必要との御意見であります、市としては特例区協議会での御意見はもとより、地域住民の御意見を十分にお聞きしながら、地域の活力を失わせることなく、両地域地区住民の融和と一体感を基本として、更に均衡のある発展を展望しながら、その対応に努めてまいりたいと考えております」と、こういうふうに御答弁なさっております。両地域住民の融和と一体感、それが基調となっていてずっと今の市政に貫かれている、そういうふうに私は感じますが、そのことによって朝日地域の活力が失われるということだってあると思うんですよ。それで、このことは一たん置いておきます。

まず、300万円の予算額の、この根拠をお聞きしたいと思います。300万円という金額はどのようにして出てきたのか教えてください。

副委員長（渡辺英次君） 西條課長。

住民福祉課長（西條和則君） 御質問の300万円の内容についてであります、まず、需用費が

25万円、この需用費につきましては、入浴助成認定証等の印刷、これを土別地区、朝日地区で作成するものでございます。これに係る経費ということで25万円。それから、負担金、補助及び交付金で入浴料助成金、これが275万円を措置しております。

この内訳につきましては、土別地区ぶらっとにつきましては、昨年度の1日当たりの利用人員が43名ということでありまして、その6割の大人26名、子供1人が助成対象者と見込み、これは1日当たりの利用者でございます。これに営業日数の310日、助成単価、大人200円、子供100円をそれぞれ乗じた額が165万円となっております。それから、朝日地区和が舎につきましては、朝日町老人保健センターにおける昨年度の60歳以上の減額対象者の1日当たりの利用人員が29.5人という数字の実績が出ております。これに60歳以上の減額対象者総数に対する70歳以上の減額対象者の比率を出しますと83%となります。これを1日当たりの利用人員29.5人に掛けますと、1日当たりの利用人員が大人25名となります。それで、そのうち6割の大人15名、子供1人が1日当たり利用する助成対象者と見込んで、それぞれに営業日数の350日を見込んでおりますが、350日と助成単価の大人200円、子供100円を乗じて得る額が110万円となり、合計、両施設で275万円という積算根拠になってございます。

副委員長（渡辺英次君） 小池委員。

委員（小池浩美君） 確かに毎日の利用者数から70歳以上は何人かというようなのを割り出すのは非常に難しいと思うんですね。それで、今のお答えですと、土別はそれを1日当たり26人としたんですね。1日当たりの入浴数、ぶらっと平均43人という数値は出ているんですね、これはね、43人です。その6割が高齢者だというふうに考えていますが、これは何歳か、70歳と考えているんですか、6割は。あるいは65歳なんですか。

副委員長（渡辺英次君） 西條課長。

住民福祉課長（西條和則君） 本事業は70歳以上が助成対象者ということでございますので、70歳以上の方が6割ということでございます。

副委員長（渡辺英次君） 小池委員。

委員（小池浩美君） 何となく6割ぐらいだろうということですね。これは、きっちりなんか出せないのはわかっておりますけれども、43人の6割は70歳以上なのでないかということで、1日当たり26人ということで計算しているわけですよ。それから、朝日のほうも同じような計算で1日当たり25人を出しているんですね。これも70歳だというふうに考えているんですよ、思い込んでいるんですよ。70歳でないかもしれない、わからないんですよ、はっきりしないんです。それで、そうして計算したものに、先ほど最初に言った需用費25万円を足すと、ほぼ300万円になったというふうなお答えでした。ですけれども、私が計算して、日にちね、1人当たり310日ふるに行ったという計算をしているんですよ。1人が310日、違うの、これ。どういう考え、310日掛けていますけれども。

副委員長（渡辺英次君） 西條課長。

住民福祉課長（西條和則君） 先ほど言いましたぶらっとの場合ですが、大人26人、子供1人と

いう助成対象者を見込んだんですが、これは1日当たりの利用人員ということですから、同じ方が310日行くということではなくて、1日当たりそれくらいの助成対象者の利用があると見込んでいます。

副委員長（渡辺英次君） 小池委員。

委員（小池浩美君） 朝日のほうの25人という人数の出し方、これも非常にアバウトだとは思いますが、確認しておきますが、最初いただいた資料では、朝日ほぼ77人という数字で計算したけれども確認しておきます。それは間違いですね。

副委員長（渡辺英次君） 西條課長。

住民福祉課長（西條和則君） ええ、77人ではございません。

副委員長（渡辺英次君） 小池委員。

委員（小池浩美君） 私、この計算は、もうちょっと精査して試算額を出していただきたいなと思います。もし所得制限つけないで70歳以上みんな対象とした場合、これは幾ら費用がかかるのかということと、あるいは、合併協議会が要望しております満65歳以上、所得制限も何もつけないで、全部対象の場合はどれくらいになるのか試算していますか。

副委員長（渡辺英次君） 西條課長。

住民福祉課長（西條和則君） 所得制限等の条件をつけずに70歳以上を対象とした場合の試算額並びに65歳以上を対象とした場合の試算額ということです。

まず、70歳以上を対象とした場合の試算額でございますけれども、朝日地区の和が舎についてであります。これも昨年度の老人保健センターの利用実績により、70歳以上の1日当たりの利用人数を推計し積算してみました。昨年度の60歳以上の減額対象者総数の1日当たりの利用人員は、先ほども申し上げましたとおり29.5人となっております。そこで、60歳以上の減額対象者総数に対します70歳以上の減額対象者の割合、これも先ほど申しましたように83%ということになってございますので、これを乗じまして先ほど申し上げました25人と推計いたしております。このほか子供2人の利用があるといたしまして、大人25人、子供2人で、営業日数が350日、助成単価、大人200円、子供100円をそれぞれ乗じますと、合計で朝日地区の和が舎につきましては182万円という試算額となっております。

次に、土別地区ぷらっとにつきましては、現在入浴料の減額等を実施しておりませんし、高齢者等に係る利用実績数値というものもございませんので、仮に朝日地区の老人保健センターにおける減額者の割合でありますとか年間利用実績数値を参考に推計してみました。ぷらっとを利用される方は、まず中央地区の方というふうに仮定しまして、土別市の市内中央地区の70歳以上の人口が現在4,029名おられます。これに朝日地区における70歳以上の人口に対する、老人保健センターで減額対象を受けている同じく70歳以上の減額対象者の割合を出してみますと39.7%というふうになります。これを土別市中央地区の70歳以上の人口に乗じますと1,600人という数字が出てまいります。そこで、朝日地区における、老人センターにおける減額対象者の1人当たりの年間利用回数というのがございまして、これは老人保健センターにおける減

額対象者の年間利用者数の合計が8,704名となっております、これを減額対象者で割りますと、1人当たりの年間利用回数が30回ということに回数が出てまいります。30回ということは、月にしますと1人当たり2.5回ということになりますか、この数値は減額対象者すべての方が利用しているという仮定した場合でございます。当然、中には利用する方もいらっしゃいますし、利用しない方もいらっしゃると思います。それで、先ほど申しました土別地区の70歳以上の利用対象者数1,600人に、朝日地区における1人当たりの年間利用回数30回を掛け、大人の助成単価である200円を掛けますと、960万円という数値が出てまいります。ここで、先ほど言いました朝日地区の182万円と土別地区におけるぶらっとの960万円を合計しますと、1,142万円という数字になります。これが満70歳以上の試算額、これは朝日地区の数値を用いて推計した場合の試算額ということになります。

ただ、土別地区につきましては、70歳以上の利用対象者、先ほどの1,600人のうち全員が利用すると考えられないため、その5割の方が自宅等のふるを利用しているとした場合に、残りの5割の800の方がぶらっとを利用したとすると、これを先ほどと同じように30回、1人当たりの利用回数と助成単価を掛けますと、半分の480万円ということになります。これで朝日地区と合計しますと、662万5,000円というような数字が出てくる試算額ということになります。

それから、もう一つ、65歳以上の方を所得制限の条件をつけずに対象とした場合の試算額につきましては、これも先ほどと同じように積算してみましたが、和が舎につきましては、昨年度の60歳以上の減額対象者の利用人員につきましては29.5人、これは変わりません。そこで、60歳以上の減額対象者総数に対する65歳以上の減額対象者の割合が94%ということになってございます。これを先ほどの1日当たりの29.5人に乗じますと、1日当たりの65歳以上の利用人員が28名ということで推計をしてみました。そうすると、大人が28名、そのほかに子供が2人利用するとして、営業日数の350日、助成単価をそれぞれ乗じますと、合計で朝日地区につきましては203万円という試算額となります。

それから、土別地区につきましても、ぶらっとにつきましても、先ほどと同じような計算方法で行いますと、まず土別市中央地区の65歳以上の人口が5,346人いらっしゃいます。これに先ほど申しました老人保健センターにおける、朝日地区の総人口に対する65歳以上の老人保健センターで減額対象を受けている方の割合が36%ということになってございます。これを先ほどの5,346人に掛けますと1,925人という、65歳以上の利用対象者数が出てまいります。これに同じように朝日地区における年間利用回数の30回を乗じ、更に助成単価200円を掛けると、1,155万円という試算額となります。ここで、朝日地区の203万円との合計で1,358万円という試算額となります。

それで、土別地区につきましては、先ほどの70歳と同じように全員が利用するということとは考えられないことから、この5割の方がぶらっとを利用するとした場合が、579万7,000円という数字になってございます。この場合の両施設の合計額は782万7,000円という試算額となっております。

以上です。

副委員長（渡辺英次君） 小池委員の総括質問が続いておりますが、昼食を含めて午後 1 時30分まで休憩いたします。

（午前 1 1 時 5 8 分休憩）

（午後 1 時 3 0 分再開）

副委員長（渡辺英次君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

総括質問を続行いたします。

小池委員。

委員（小池浩美君） 朝日町の老人保健センターのおふるなんですけれども、和が舎のおふるというのは、老人保健センターのおふるの、言ってみれば代替みたいな働きもあると考えてよろしいのでしょうか。

副委員長（渡辺英次君） 西條課長。

住民福祉課長（西條和則君） そのとおりでございます。

副委員長（渡辺英次君） 小池委員。

委員（小池浩美君） この老人保健センターの条例によりますと、1 条に「この条例は、高齢者等に対し、交流の場等を提供し、高齢者福祉の増進を図るとともに、住民の健康保持、増進を図るため、土別市朝日町老人保健センターを設置し、必要な事項について定めるものとする」と、こういうふうに書いてあるんですよ。ですから、老人保健センターそのものが福祉施設、そういう押さえでありますし、そこに入っているおふるの施設、これも当然高齢者福祉、そういう大きな目的があると、そういうふうに解釈できると思うんですよ。ですから、この弁に従えば、和が舎のおふるも当然高齢者福祉のためにあると、そういうふうに考えていいと思うんですけれども、それに、先ほども私読みましたけれども、合併協議会で高齢者の助成金額を決めるときに、「高齢者福祉等に配慮し」というような文言をここに入れようかというような話し合いもしております。ですから、皆さんの認識は、和が舎のおふるは高齢者福祉を増進するためのふるだと、そういう認識で私は一致していると思うんですが、もしこれが70歳以上高齢者で生活保護の1.2倍というような所得の制限をつけて助成すると、そういうようなことをなされるならば、土別の福祉センターはどうなるのかと。福祉センター、今おふるはただなんですけれども、これだっていわゆる一体感ですね。公平、一体感、その考えにのっとればお金を取らなきゃならなくなるかな、そんなふうにも思うんですけれども、取ってほしくないと思いますけれども、市長にお聞きしますけれども、今いろいろとお話しして質問してきたんですけれども、私は、これは、合併協議会が望むような65歳以上、所得制限なし、全部200円助成しよう、そういうようにしたならば、金額的に先ほど試算もいろいろ出させていただきましたが、私、その数字を余り信用できないんですけれども、300万円の予算が500万円ぐらいにな

るんじゃないかなというふうに思ったりもしているんですけども、これは市長の裁量で幾らでもこの部分は変えられると思うんですが、私はぜひとも牧野市長、今まで本当に子育て日本一あるいはさまざまなマニフェストの実現、市民にとってはうれしいこと、評価できること、たくさん実行してきております。それが、おふろのここで、どうしても所得制限つけて70歳以上だと。これを実施するならば、私は本当に残念なことです、今までの評価はがらがらと崩れるのではないかと、そんな心配があります。

(「市民がどう思っていたか」の声あり)

はい、そうです。たかがと言ったら本当に失礼ですね。おふろ200円、私は、これは朝日地区の市民の方々、その立場に立って、しかも合併協議会、これが最後の会議だと思うんですよ。最後の合併協議会の皆さん方の思い、そういうものをしっかり受けとめて、ここは協議会の要望をぜひ実施していただきたい、そういうふうに切に市長に望むものです。もしですよ、これ、条例でも何でもないから、これを私たちが修正案を出すことはできないわけですね。修正することは、私たちはできないし、いよいよになったら、このことのために予算も、これは納得できないということになったりもしまったりもするんですけども、ぜひとも私は、牧野市長の市民に対する市民目線での政治、その姿勢で合併協議会の方々の思いを実現していただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

副委員長(渡辺英次君) 牧野市長。

市長(牧野勇司君) 和が舎の入浴料金の関係で、午前中から、小池委員からそれぞれの御質問、御指摘をいただいてきたところであります。

それで、合併特例区協議会の皆様方の御意見をどう尊重したのかという、そういう御質問もございましたけれども、今日まで和が舎の建設に当たっては、これは合併特例区の事業ではないわけですよ。しかしながら、そういった中にありつつも、合併特例協議会の皆様方の御意見を聞きながら、場所の設定あるいは建物の施設の規模だとか、そういったことも論じながら、最終的には議会で判断して建設するということになったわけでありまして、今回、入浴料金の関係についても、合併特例区という一つの自治体という形の中であれば、例えば朝日だけ入浴料金を幾らにするということも可能性あったんだと思うのでありますけれども、そういった意味では、和が舎の施設はすべて土別市民の施設である、こうなるわけですよ。ですから、あえて合併特例区協議会の皆様方の御意見を賜りながら、私は、65歳から69歳までの皆さん方について、しかも、今利用されている福祉センター、利用されているの方々については、経過措置をとりながら5カ年間で70歳にしていくという、あえて異例の措置をとらせていただきながら今回の提案をさせていただいているところであります。

それで、70歳以上であれば5,500人ぐらい、65歳以上であれば7,000人ぐらいという、そういった人口になるわけでありまして、例えば所得制限なんかをなくしますと全市民対象になるわけでありまして、和が舎に行けば70歳以上あるいは65歳以上の方は全市民が料金幾らと、こういう形になるわけですね。もう一方では、公衆浴場的な、例えばぶらっとについても同じよ

うな形をとりたいということで、今回あえて、これはぶらっととあわせて、和が舎とあわせて同じ料金体制ということをとらせていただいた次第であります。

和が舎についても、私も行って見ていますけれども、素晴らしい浴場であります。これはぶらっともそうでありますし、翠月に勝るとも劣らぬような浴場なわけであります。土別には日向温泉もございますし、翠月もございますし、あわせて民間で御活躍いただいている美し乃湯もあるわけでありまして、そういった意味では、この2つの施設だけを今言ったように所得制限なしにするということはいかがなものかと。もう一方では、子育て支援策なんかも私講じさせていただいているのでありますけれども、子育て世代中の収入が少なく大変な世帯も実はあるわけであって、しかし、そういう方は今回この2つの施設の軽減には該当しないという、こういうことであります。

先ほど申し上げたとおり、特例区の協議会の御意見はしっかりと朝日の特例区長、副市長からもその内容をいただいていますし、ヒアリングの中で全体的協議をして、こういう形でスタートしてみようということで諮ったものでありますから、そういった意味では、ぜひとも御理解を賜っていただきたいと思うのと、あわせて、合併特例区協議会の関係については、新年度予算でもそれぞれ予算に反映しながら皆さん方の御意見を伺い、また、この議場でも議員の皆さん方の御意見を伺って、しっかりとした予算配分をさせていただいていると思いますし、これからも菅原議員の御質問にあったとおり、両市町が融合を持って、一体感を持って発展していくという考え方に私は立っておりますので、そういった意味では、合併特例区協議会にかわる新しい組織が朝日にもできるようでありますから、そういった皆様方の御意見もしっかり受けとめながら、これからも市政執行に当たってまいりたい、こう考えている次第であります。

副委員長（渡辺英次君） 小池委員。

委員（小池浩美君） 非常に残念です。それで、何度も繰り返される朝日と土別の一体感、公平、そういうような考え方ですけれども、何でもかんでも同じにするのかということです。その地域、その環境、その歴史、そういったものを考えて、やはり大きな配慮というものは政治に必要なだと私は考えております。市長の考えをお聞きいたしました。入浴料助成の300万円というものは、私はやはり納得できないということをお伝えしておきます。

では次に、コスモス苑についてお聞きいたします。

介護老人福祉施設コスモス苑についてお聞きいたします。

さきの一般質問で井上議員が、介護老人福祉施設コスモス苑の赤字経営あるいは職員体制等々についてお聞きしておりますので、私は、それについては省略いたしますが、コスモス苑の経営内容については、昨年もたくさんの議員さんがいろいろと心配してというか、そういうことで質問されております。そして、結局皆さんの行き着く先は、健全経営するためには一刻も早く民間委託にするべきだと、そういう論調ではなかったかと思えます。それで、市も、それらの答弁の中で、まずは直営で努力するんだというように言っているながら、どんどん押されて、調査研究するということからどんどん後退して、さきのそれこそ一般質問での答弁では、

庁内関係部局によるプロジェクトを立ち上げて民間委託等について具体的に検討しますと、こういうところまで来てしまっております。私は、安易に民間委託はするべきではないという、そういう立場から何点が質問をさせていただきます。

まず、コスモス苑、22年度の収支決算7,240万円の収支不足ということで、その理由や原因は井上議員への御答弁でわかりましたが、それで、平成18年度から21年度までの収支の状況を簡単にお知らせいただきたいのと、もしここら辺もずっと収支不足となっているのなら、一体その原因、理由というのはどういうことだったのかお知らせください。

副委員長（渡辺英次君） 山口コスモス苑所長。

コスモス苑所長（山口 健君） 過去5年からの収支状況について御説明させていただきます。

委員お話しのとおり、平成18年以降について御説明したいと思いますけれども、コスモス苑としては、施設入所、短期入所（ショートステイ）、デイサービス、3つの大きな事業ですが、こういった事業を行ってきております。平成18年につきましては、6,000万円程度の一般会計からの繰入金、それから、平成19年度につきましては4,600万円、平成20年度は5,000万円、平成21年度は5,100万円、平成22年度は7,200万円というような数字になっております。平成21年までは、ショートステイいわゆる短期入所が20床、施設入所の関係が50床という形で運営してきておりました。ショートステイにつきましては、この間平均して1日平均10人前後の利用という形で来ておりますし、それから、施設入所につきましては定員50人のところほぼ満床に近い形がありますけれども、病院に入院されたとかあるいは不幸にもお亡くなりになって次の方が入所する、そういった時点で若干空床になるという状況もありまして、平均しますと95%以上の入所率にはなっていますけれども、そういった状況でございます。それから、デイサービスにつきましては、平成19年までは1日の利用者も10人以上という形だったんですけれども、20年から少し下降みということで、最終的には本年度の当初から休止という形をとってきております。総体的に言いますと、繰出金、一般会計からの、施設から見ますと繰入金につきましてはほぼ横ばいのような状態になってきているという状況でございます。

以上です。

副委員長（渡辺英次君） 小池委員。

委員（小池浩美君） 結局余り理由はわからないんですけれども、入所者が減った、デイサービスを利用していないという、そんなところですか、どうですか。

副委員長（渡辺英次君） 織田部長。

保健福祉部長（織田 勝君） ここ5年間、大体5,000万円、6,000万円の、デイサービスも含めて収支不足が続いているという状況でありますけれども、今、山口所長のほうから申し上げましたけれども、収入については、特に50床定員のところについては97%ぐらいですか、いっているというようなことで、大体収入については、そういう介護給付費とかあるいは利用者負担ということにつきましては、一部ショートステイが半分ほどと、定員に対してあるんですけれども、収入については、大体施設の収容定員といいますが、そこをほぼ満度に受け入れをして

いると。しかしながら、支出なんでありますけれども、全体的に、やはり総体的には支出に占める人件費のそういう割合が高くなっているということが、収支不足が続いているという、そのような分析を要因として考えているところであります。

以上です。

副委員長（渡辺英次君） 小池委員。

委員（小池浩美君） 主に人件費が高くなっているというようなことだというふうに解釈しましたけれども、それで毎年このように赤字が出ているわけですけれども、その都度、何らかの対応策というのはきちっとってきたのかどうかということです。市民の中にも、経営努力といいますが、運営努力といいますが、そういうことをやってきていないのではないかなというように声も大きくあります。赤字収支がこういうふうになった、ただ漫然と、また次の年もこうなっちゃって、そういうことで過ごしてきているのではないかと、一種の殿様商法をやっているのではないかと声は結構聞こえてきております。だから民間委託をというふうなところにつながっていくのではないかなと思うんですね。

それで、今現在70床で、もうちょっとしたら、何とか70床を満床にしたいんだというふうにこの間おっしゃっていましたが、何らかの対策、めどはついているのでしょうか、お聞かせください。

副委員長（渡辺英次君） 谷口コスモス苑主幹。

コスモス苑主幹（谷口幸大君） お答えいたします。

きょう現在で、実は入所者については65人に達しております。また、今週中には66人の契約も済んでおりまして入所がスムーズに進むこととなっております。また、残りの4名の方についても、今、入所の契約についてお話を進めているところでありまして、今月中には間違いなく70床になる予定をしております。

以上でございます。

副委員長（渡辺英次君） 小池委員。

委員（小池浩美君） それは、大変よかった、喜ばしいことだと思います。ぜひとも70床を年度内に達成すればいいと私は思いますが、それで、職員の採用がかなりネックになっているということはこの間の一般質問の御答弁でもおっしゃっていましたが、職員採用についてお聞きするんですけれども、昨年3月の予算委員会で井上委員の質問に対してこういうふうに答えて、昨年3月ですからちょうど1年がたったわけですけれども、昨年3月の時点では、2010年に計画されている民間介護施設はグループホーム2カ所36床、小規模老人保健施設1カ所29床、介護つき有料老人ホームが1カ所で30床、そしてコスモス苑20床を増やすということで、全部で115床が増えるんだと。そうしたら、働く人たち、看護職や介護職、ケアマネジャー職など42人の採用が増えて、更に管理職、事務職員、調理員などが採用されるだろうと。コスモス苑では看護職1名と介護職8名、調理員2名、合わせて11名が増えるという予定だと。そして、これらの職員確保については、必要な人員は確保できると考えていると、こういうふうにお答え

になっています。しかし、残念ながらコスモス苑の職員採用については大きく予想が狂ったと言えますが、それで、短期入所者10人を見込んでいたのに4人で終わったと。職員採用がうまくいかなかった、これはほかの民間施設の影響が大きかったとお考えなのでしょうか。また、職員確保にどれほど努力をされてきたかもお聞かせください。

副委員長（渡辺英次君） 山口所長。

コスモス苑所長（山口 健君） 最初に、ショートステイいわゆる短期入所の利用の関係についてお話しします。

実際に改修工事が3カ月ほどずれたということもありますけれども、4月の時点からほかの事業所もオープンしているところがありました。実際にコスモス苑の短期入所（ショートステイ）を利用している方について、そちらのほうに入所された方がいらっしゃいます。また、うちの施設にも実際ショートの利用から施設入所に変更になったというか、入所していただく、そういった形もとりました。もう一つは、利用されていた方がお亡くなりになったとか、そういう状況もありますけれども、とりあえずショートステイにつきましては、これまでの状況と利用者の関係については少し変化が起きてきた、そういった状況かなということでも判断しておりますけれども、とりあえず、こちらのほうでお断りするとか、そういったことはありませんでしたので、これが今のショート利用の実態なのかなというふうに考えております。

今現在、ショート利用の方については、多い日で7人から8人を数えております。依然として家庭におかれまして実際に家族で介護されている方が、緊急の用事ができたとかあるいは冠婚葬祭、旅行、そういった部分でお出かけになるときは、ケアマネジャーを通じましてきちんとお話がありまして、それについて日程を調整しながら、こちらのほうの利用をしていただいております。

それから、職員の採用の関係についてですけれども、先ほど委員がお話ししましたとおり、昨年度の計画では介護職員、看護職員、調理職員という形で募集をしてきたところでありますけれども、結果的に介護職員、看護職員については人員を補充するのがかなり難しかったという状況もあります。そういったことで、こちらのほうといたしましても、職員を通じながら、あるいはそういった、つてをとりながら応募していただく、働いていただくというような形で行ったところですが、ほかの施設でも不足していたという、そういう中身も聞きますけれども、コスモス苑については予定していた人員を採用というか、任用していただく形にはならなかったということでもあります。

以上です。

副委員長（渡辺英次君） 小池委員。

委員（小池浩美君） 民間の施設に2、3お聞きしましたら、大体採用を大体万度にできたというようなところもありました。いまだ何人が足りないというところもあるようです。

コスモス苑の職員構成についてお聞きするんですが、介護職員は入所者3人に対して1人というようなふうになっているらしいんですが、70人入所のコスモス苑では、基準は何人必要で、

今現在何人かということと、その介護職員のうち正職員は何人で、その他非正規職員はどれほどかというその構成比、それを教えていただきたいことと、看護師さんのほう、その基準は何人で、実際は何人いるのか。雇用の正か非かという形態の構成比も一緒に教えていただきたいと思います。

副委員長（渡辺英次君） 谷口主幹。

コスモス苑主幹（谷口幸大君） お答えいたします。

コスモス苑の定員は、短期入所、施設入所合わせて80人となっておりますことから、介護職員につきましては、国の基準により算定いたしますと、常勤換算で27人となりますが、コスモス苑の配置は31人となっております。また、看護職員は3人のところ4人となっているところであります。また、その職種の実人数につきましては、介護職員では正職員が8人、臨時職員が13人、非常勤及びパート職員が9人、東洋実業からの派遣職員が6人、合計36人であり、看護職員は正職員が1人、臨時職員が3人、合計4人、合わせて40人が入所者の介護に直接携わっている職員数となっているところであります。

以上であります。

副委員長（渡辺英次君） 小池委員。

委員（小池浩美君） 正職員あるいは非正規職員の構成ですけれども、介護職員ですね、介護のほうの職員、正職員が8人で、その他非正規の職員が13人、それで31人だというようなお話でしたし、看護師、看護職員のほうは4人いるということですね。そして正規が1人、その他臨時3人だと、そういうお話ですね。これは私の全くの素人考えですが、介護職は資格がなくてもいいというようなことで、コスモス苑の場合は正職員よりも資格のない人が少ないのではないかと思うんですが、そこら辺の資格の構成比というのはどういうふうになっていますか。

副委員長（渡辺英次君） 谷口主幹。

コスモス苑主幹（谷口幸大君） お答えいたします。

介護職員の資格者についてであります。介護支援専門員については正職員が3人、介護福祉士については正職員が2人、臨時職員には3人おります。また、ホームヘルパーとして正職員では1人、臨時職員では6人となっている状況でございます。

以上でございます。

副委員長（渡辺英次君） 小池委員。

委員（小池浩美君） 正職員のうち6人が資格を持っていらっしゃる、臨時職員の中では6人が持っていらっしゃるということですね。それで、私先ほども言いましたが、素人考えで言うんですけれども、介護職、これを資格のある方を徹底的に優先して採用するべきだと私は考えるんです。資格のある方がそれをいつまでも臨時にしておかないで、正職員になりますよというようなことで採用していくというふうな方向で考えていくべきでないかなと思うんですが、この考えはどんなものでしょうか、お聞かせください。こういうことは不可能だと思いかどうか。

副委員長（渡辺英次君） 山口所長。

コスモス苑所長（山口 健君） 介護職の有資格者の正職員化ということですが、まず、介護職員を臨時職員として任用する段階で、私どもとしましては、市民の方から多くの人の応募を募るということがありまして、特に年齢とか資格とか性別、そういった条件を定めなくて、とりあえず人材を確保することが先決ということで、資格のあるなしにかかわらず、実際応募があるわけです。任用に当たりましては、資格のある方を重要な選考基準として、そのほか、評価として仕事に対する熱意とか介護業務の知識とかこれまでの福祉活動の経験、そういったことを判断して採用しているところでありまして、実際に資格を持っているからといって介護職員いわゆる正職員化すべきということにつきましては、職員の適正配置あるいは財政上等そういった面がありますし、特に制度上、その職場で特殊な技術とか資格を有した職員が絶対に必要だという、そういう状況があれば正職員として採用する場合がありますけれども、実際それも採用試験を行ってということですが、私どもとしては、介護職員につきましては、絶対に資格がないと仕事につけないという、そういう状況ではありませんので、今のような施設の状況を考えたとき、臨時職員として任用して、雇用してというか、働いていらっしゃる方につきまして、すぐ正職員化を図るという、そういったことについては非常に難しい状況ではないかというふうに判断しております。

副委員長（渡辺英次君） 小池委員。

委員（小池浩美君） なぜ正職員の、資格者を正職員にということを使うかといいますと、コスモス苑の介護職員がプロでないという話は結構市民の間には広がっております。それで、それゆえに、入所した人、利用した人が不利益をこうむるというか、親切にされないというか、そういうふうなことがあったという話も聞きます。いろいろな話を市民から聞くんですよ。結局は、人間対人間の問題なんですけれども、お年寄りに対する職員の対応の仕方、これは一番大事なことだと思うんです。それが嫌だから行かないとか、コスモス苑はやめましょうとか、そういうふうにする市民もいらっしゃいます。

これは直接家族の方から聞いた話ですが、ショートステイに入って、そのお年寄りは非常におふろで背中を強くこすられたため、それがうんできて、どんどんひどくなって手術をするはめに至ったと、そういうような話、ひどく家族の方は憤ってはいましたがね。また、ある人は、家族をショートステイにお願いしたんだと。そうすると、担当の人が、介護職の方だとは思いますが、その利用者を、おじいちゃんだったんですが、その人をおじいちゃんと呼んで対応していると。家族が、自分がおじいちゃんと呼ぶのは問題ないけれども、ちゃんと名前を呼んでほしいと。どんなに認知症とか、いろいろぼけていても人格はあるんだということで、ちゃんと一人の人間として扱ってほしいと、この方も憤っておりました。また、美土里ハイツからコスモス苑に移って入所したと。だけれども、余りにも対応の格差がある。「ここにいたくない」、家族が行くたびにそう訴えるんだと。そういうような、いろいろな市民のお話聞きます。

まずお聞きしますけれども、こういった市民の声をきちんと把握していらっしゃるでしょうか。入所者や利用者への職員の対応の問題、そういうようなことはある程度把握されているのかどうかお聞きします。

副委員長（渡辺英次君） 山口所長。

コスモス苑所長（山口 健君） 私自身も立場上、今の委員のお話については、改めてこういった部分について深く認識して対応しなければいけないというふうに感じておりました。

それで、実際に入所者の方、利用者の方あるいは家族からのこういった声というんですか、こういった部分についてきちんと把握しているかということですが、実際、私が今の職につきましたから、今のようなお話ではありませんけれども、施設として利用していただくいわゆる利用者のため、入所者のため、そういったことを考えたときに、本当の介護サービスについては、介護する側もされる側も御家族の方も含めて、十分言いたいことというんですか、こういうふうにしてほしいという希望とかもございます。そういったことにつきましては、積極的というんですか、いろいろと親身になって話をして対応してきた経緯というのはございます。ただ、最近におきましては、今のようなおふろの関係とか、美土里ハイツさんからうちのコスモス苑の利用に変わったとか、そういう部分については正直な話、今初めてお聞きしたというところですよ。

ただ、利用者の方を職員は親しみを込めて、おじいちゃん、おばあちゃん、そういった呼び方につきましては、うちの立場で職員が仕事をする中で、利用者の方を卑下するとか、そういったような感覚というのはおっしゃるとおりかと思えます。これについては、今お話があったわけですが、私としては、担当の職員にこのことは昨年のうちからお話をしておりますし、改めてこれについては徹底を図るように対応しているところです。

それから、入所者、利用者の方のそういった意見の把握の部分について、十分に市民の声として対応しているかという、そういった部分につきましては、私も気がついた時点というよりも、そういったお話があった時点で職員に対してはそれなりの指導をしております。ただ、やり方として、実際にどこまで対応できたのかという不安な部分もありますけれども、職員については、私の言うことについては理解していただいているという、そういうふうな認識を持っております。

以上です。

副委員長（渡辺英次君） 小池委員。

委員（小池浩美君） 私は別に山口所長を責めているわけではないんですよ。私は、市がコスモス苑を民間委託にしないで直営できちっとやっけていくんだという、そういう決意を持って、市立病院経営に当たるぐらいの真剣さを持って当たっていただきたいと思うんですよ。まだまだ本気になってコスモス苑経営には取り組んではないと私は思いますし、これ以上できないというぐらいの努力もしていないと私は思います。そういうやるべきこと、努力を何もしないで民間に丸投げするというのは、それはちょっと許されないことではないか、市民に対しても

裏切り行為になるのではないかと私は思います。それに、働く人たちにとっても、職場が本当に生きがいを持って働ける場になっているかどうか、明るい職場になっているかどうか、何でも話せる職場になっているかどうか、そこは物すごく大事なことだと思うんですよ。中途ですぐやめるといのは、やっぱり上の人のいじめとか嫌がらせとか、何かがあったりするんですよ。それで嫌だと言ってやめてしまうといのは結構多い、そういうふうに聞いております。

それで、最後ですが、お聞きいたしますが、これからのコスモス苑の経営、運営について、私は今言ったように、まだまだ力振り絞って、これぐらいの赤字はやり方次第で何とでも消えるのではないかと私は思うんですよ。ですから、全力で取り組んでいただきたい、そういうふうに思うものですが、いかがでしょうか。

副委員長（渡辺英次君） 織田部長。

保健福祉部長（織田 勝君） コスモス苑の明るい職場づくりであったり、あるいは入所者に対する行き届いたサービス、こういったことに徹するべきでないかということでありますけれども、本当にお話のとおり、ただいまいろいろ入所者の方、家族等の方から、サービスに関してそういったお話があったということでありますけれども、本当に具体的に個々に伺っているというようなことはないんですけれども、そういったことが実際にあるとしたなら、今後におきましては、そういったことは決して高齢者の方々に対するサービスとしてあっちゃならぬことです。そういった状況をいろいろ家族の方にもいろいろサービスをよくしていくために、そういったことについては調査といいますか、お伺いするような、そういったようなシステムも組んでいきまして、そして、そういうことがあったらすぐに改善していくというようなことをまず行っていきたいというふうに思っております。

それから、明るい職場、やる気の出る職場ということでありますけれども、本当にこのことは、何よりも、これからまだ空きもあって、これを受け入れていかなければならない、更にそうした方々に本当に普通に心豊かに日常生活が施設で送れるようなサービスを提供していくということには、職員間のまずコミュニケーション、そして意思の疎通を図って、そういったことにまず一番心がけなければならないというふうに思っておりますので、そうしたことについては、特に職員間の話し合いも持つようにしたりしまして、あるいは私どももそこに入って行って指導したりして今やっているところであります。

そして、あとは職員教育といったことがまた大事だと思っております。それで、今までもいろいろな職員教育に関しましては、スタッフ会議なんかがあるんですけども、その都度いろいろな検討事案といいますか、そういったことを通じて、こういった場合にはこうしようというふうなことで、みんな職員気持ちを一つにしてやっておるんですけども、今後においては、先ほど民間の関係においては職員も定着しているとか、いろいろな介護業務に関して見ても専門的であるというようなこともあるものですから、職員の仕事についてはこれからそういったところに一定期間、そんなに長くとはなりませんけれども研修なんかに行って、いろいろなノウハウ、技術等を習得して、自分のところに持って帰ってきて、そういったいいことについて

はどんどん広げていくとか、そんなようなことで考えているところであります。そういうことで、これから職員一丸となってそういった職場づくりには当たって行って、そして、本当に受け入れと入所者に対する安心・安全な、そういった生活が送れるように対応いたしてまいりたいと、こういうふうを考えております。

以上です。

副委員長（渡辺英次君） 小池委員。

委員（小池浩美君） コスモス苑の介護事業は、国民健康保険や病院の会計と違って、非常にわかりやすいというか、人数決まっているんですから予算立てもそんなに難しいものではないし、ある程度見通しを持って財政運営できるはずなんですよ。ですから私は、最大限の努力をこれからしていただいて、簡単にギブアップしていただきたくない。すぐ民間委託なんていうふうにしていただきたくないと思っております。ぜひ努力をしていただきたいと思います。

じゃあ、次、最後の就学援助の質問に移ります。

最後の質問は就学援助についてです。

就学援助は、本市では非常に他の市町村に比べて、交付税化されてもそれほど減らすことなく、きちんとなされていると私は評価しているものです。

そこで、まず本市におけるここ5年間、18年度から22年度ぐらいまでの就学援助費の支給状況、そのことについてある程度分析もされていると思いますので、そのことで土別市内の子供たちが置かれている状況もある程度わかると思いますので、その状況をお聞きいたします。

副委員長（渡辺英次君） 清水学校教育課主査。

学校教育課主査（清水孝幸君） お答えいたします。

平成18年度から22年度におけます本市での就学援助費の状況でございますが、要保護及び準要保護の児童生徒数を合わせまして、平成18年度では244名の対象者がおり、支給総額1,791万1,000円、平成19年度では287名に対し2,138万5,000円、平成20年度では309名に対し2,370万8,000円、平成21年度では363名に対し3,006万1,000円、平成22年度につきましては現段階での見込みでございますが、393名に対し3,183万1,000円ということで、年々増加傾向にある状況でございます。

以上でございます。

副委員長（渡辺英次君） 小池委員。

委員（小池浩美君） 受給率なんかも教えてください。

副委員長（渡辺英次君） 清水主査。

学校教育課主査（清水孝幸君） お答えいたします。

年度別の全児童生徒数に対する受給率の状況でございますが、平成18年度では1,809名に對しまして244名ということで13.5%、平成19年度では1,758名に對し287名ということで16.3%、平成20年度では1,727名に對し309名ということで17.9%、平成21年度では1,720名に對し363名で21.1%、平成22年度では1,691名に對し393名、23.2%という状況になっているところでござ

います。

以上でございます。

副委員長（渡辺英次君） 小池委員。

委員（小池浩美君） 全生徒に対する受給者の数のパーセンテージですけれども、年々増えてきているということがわかります。18年度から22年度までの間でほぼ2倍近く受給者が増えているということは、年々子供たちの環境が厳しいものになってきて、家庭が苦しい、そういう状況になってきていることがはっきりとわかると思います。

それで、次には23年度の、これからののですが、援助を受けられる費用ですね。支給項目、こういうものが援助を受けられるか。それぞれの支給単価、1人当たり、それは幾ら受給できるのかというようなことを教えてください。

副委員長（渡辺英次君） 清水主査。

学校教育課主査（清水孝幸君） お答えいたします。

平成23年度の就学援助費の受給金額でございますが、本市におきましては毎年国の予算単価に準じ支給額を決定しておりますが、平成23年度の予算単価につきましては、毎年5月、6月ごろに通知される状況でございますが、平成22年度の実態に基づきまして御説明させていただきたいと思っております。

まず、支給対象とする項目でございますが、学用品費、通学用品費、校外活動費、体育実技用具、新入学用品費、修学旅行費、医療費、学校給食費の8項目でございます。支給金額につきましては、学用品費、通学用品費、新入学用品費については、国の予算単価に準じ支給しており、例で申し上げますと、学用品費及び通学用品費では1人当たりの国の予算単価として、小学校が1万3,270円、中学校が2万3,870円であり、本市では同額を支給しているところでございます。また、次に、校外活動費、体育実技用具、修学旅行費、通学費、医療費、学校給食費につきましては、国では予算単価は示されているところでございますが、本市では対象となる経費の実費を支給している状況でございます。

以上でございます。

副委員長（渡辺英次君） 小池委員。

委員（小池浩美君） ということで、かなりの項目が支給されるということがわかりますが、それで、平成22年、去年からクラブ活動費、生徒会費、PTA会費、この3つが支給の対象項目に新たに国は加えたんですね。加えたんですが、今のお答えの中では、この3つは入っておりません。

それで、まず初めに、これは22年度からの事業ですので、22年度はこれらの3つの項目、クラブ活動、生徒会費、PTA会費、これらはどうしたのか。支給しなかったのか、どのように対応したのかお知らせください。

副委員長（渡辺英次君） 青山学校教育課長。

学校教育課長（青山博久君） お答えいたします。

まず、今お話のクラブ活動費、生徒会費、PTA会費が加えられたといいますのは、お話の中にもありました平成22年5月に要保護児童生徒援助費助成金及び特別支援教育就学奨励費補助金交付要綱の一部が5月に改正され、対象項目に加わったということでございます。いわゆる年度途中での改正ということになりますので、22年度につきましては支給項目には入れていなかったということでございます。

副委員長（渡辺英次君） 小池委員。

委員（小池浩美君） 22年度は5月からのことなので、これは年度途中からのことだから入れなかったということなんですけれども、それもちょっと、入れようと思えばいつでも補正かなんかで入れられるんじゃないかなと私は思うんですけれども、それで、23年度の申請用紙は4月になったら子供たちに回ると思うんですけれども、この中にも、この3つの項目は入ってありませんが、23年度も支給しないのかということです。もし支給しないとするならば、それなりの理由があると思いますのでお聞かせください。

副委員長（渡辺英次君） 青山課長。

学校教育課長（青山博久君） 23年度に向けまして、当然昨年5月に通知が来ておりますので、る検討いたしたところでございます。まず、その前段に小池委員の最初のお話にもあった、交付税化されてからも土別市については支給対象項目金額等について堅持をいたしているところなんです、その根拠についてまずお話をさせていただきたいというふうに思います。

教育基本法の第4条第3号におきまして、「国及び地方公共団体は、能力があるにもかかわらず、経済的理由によって就学が困難な者に対して、奨学の措置を講じなければならない」というふうにされているため、市町村では就学援助制度を実施しているところでございます。これが平成14年度に、準要保護児童生徒に係る就学援助費の財源の一部が国庫補助金から交付税に変更されたということがございます。ただ、土別市におきましては、それらの支給対象とする項目金額及び支給基準については、各市町村の判断にゆだねられているという状況にございまして、土別市は今まで堅持をしてきているということでございます。

そこで、この通知を受けまして、市内の小・中学校におけるクラブ活動費、生徒会費、PTA会費の状況を確認いたしました。この結果、各学校間や同じ学校内の学年間におきましても、各家庭が負担する内容や金額に差があること、それから、国の対象経費の基準との整合性や就学援助費としての性質上公平性が求められるということから、平成23年度において各学校の実態及び他市での導入状況等を把握した上で、これら取り扱いについて検討してまいりたいというふうにしたところでございます。

副委員長（渡辺英次君） 小池委員。

委員（小池浩美君） ここでまた公平性が出てきましたね。公平性は金科玉条のごとく出てきますけれども、23年度はいろいろ金額もそれぞれ学校でばらばらだから、そういうことの実態をきちっと調査する年にするというので、だから23年度は出さないよということだと思いますが、22年度も一応ほぼ1年近くはあったんですよね、調査するべき時間的なものは、22年度は

最初からしたら、これは年度途中だからほうっておこうということだったんですか。22年度は何をしていたんですか。

副委員長（渡辺英次君） 青山課長。

学校教育課長（青山博久君） 当然各学校の実態把握にも努めております。それから、他市の状況についても確認していかなければいけないということもございまして、先ほど申し上げたように、各市町村の判断にゆだねられるということになりますことから、全道各市ともこの対応に非常に違いがあるということになっております。昨年10月に開催された全道都市教育委員会学校教育課長会議の中でも、当然各市の対応状況について協議がなされました。その中で見ますと、23年度から新たに対象として追加していくという方向性で検討するといった市はあったんですが、実際にはそれが決定した市はございません。他市の動向を見ながら検討する、または追加する予定がないという市が大半でございました。このような状況もございまして、しっかりと分析した上で判断していかなければいけないということで、23年度に検討を更に加えていきたいというふうに判断したところでございます。

以上でございます。

副委員長（渡辺英次君） 小池委員。

委員（小池浩美君） 本来ならば支給されるべきクラブ活動費、生徒会費、PTA会費、これが支給されないと、2年にわたって支給されないということは、非常に子供たちにとっては残念なことであり不幸なことだと思います。先ほども言いましたように、年々就学援助費を受け取る家庭が増えているという生活実態があるんですから、これらの3つのものも当然大いに利用されるのではないかと私は思いますけれども、私は、今年度は実態調査の年ということで、更なる調査をされるということですが、調査した時点である程度の方向性が、半月なりたって出てきたら、その時点で補正予算でも組んで、これを支給するべきではないかというふうに考えますが、そういう考えはどうなんでしょうか。

副委員長（渡辺英次君） 石川生涯学習部長。

生涯学習部長（石川 誠君） 新たに加えられました3項目につきましては、先ほど学校教育課長のほうからも御答弁申し上げましたように、基本的には市町村の判断でということでございます。それで、全市の部分での対応につきましても、先ほど御答弁申し上げましたように、極めて自治体におけます財政が逼迫している状況の中でなかなか難しいというような意向での判断があったやに聞いております。小池委員おっしゃるとおりに、経済的な事情におきまして支援措置に不均衡が生じないように、就学援助のあり方というのは当然考えなきゃいけない問題であろうというふうに思っております。

したがいまして、これから学校間の不均衡の部分、こういった形でそれら支援措置を講じていくのか、そういったことを十分精査した上で、24年度において、その取り扱いについて検討してまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

副委員長（渡辺英次君） 小池委員。

委員（小池浩美君） 基本的には市町村の判断でいいんだというようなことですが、私は、子育て日本一を目指す牧野市長の市政でありますから、ぜひとも子供たちの喜ぶ顔、そういうことも想像して実現に向かって論議を深めていただきたい。これ以上出せませんというような、そういうマイナスの思考ではなくて、何として、どうしたら支給することができるかという、そういう前向きな考え方でぜひとも実現していただきたいということを期待しまして、私の総括質問を終わります。

副委員長（渡辺英次君） ここで午後2時55分まで休憩いたします。

（午後 2時40分休憩）

（午後 2時55分再開）

副委員長（渡辺英次君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

総括質問を続行いたします。

井上久嗣委員。

委員（井上久嗣君） 先週の定例会の中の一般質問の中で神田議員からも質問がございましたけれども、まず最初に、地域おこし協力隊活用事業について質問させていただきたいと思っております。

それでは、意欲ある都市住民を地域社会の新たな担い手へということで、総務省が所管している事業かと思っておりますけれども、平成21年度に300人程度、3年後ですから24年度中には毎年3,000人規模を目指すということで、地域おこし協力隊という制度ができたわけですが、まずはこの制度の骨子について、先週の部分と多少重なる部分あるかと思っておりますけれども、改めてお聞きしたいと思っております。

副委員長（渡辺英次君） 中峰企画振興室主幹。

企画振興室主幹（中峰寿彰君） お答えいたします。

今の井上委員のほうからお話ありましたとおり、さきの一般質問で神田議員への答弁と若干重複する部分もあるかと思っておりますが、御了解いただきたいと思います。

まず、この制度がつくられた背景といたしまして、依然として大都市圏への人口集中が進む半面、地方においては人口の減少が一段と進み、担い手となる人材の不足やあるいは活力の低下、こういったものが著しいと言われているという課題がある中で、一方、都市部におきましては、都会を離れて地方で生活をしたい、地域社会に貢献したい、あるいは人と人とのつながりをもっと大切にしたい生き方をしたい、自然と共存したい、こういった考えを持つ都市住民が増えていることも一方でございます。

このような背景のもとで、地域おこし協力隊は、人口減少や高齢化が著しい、国で言ういわゆる条件不利地、過疎ですとか山村、離島などの地域指定を受けているような地方において、三大都市圏を初めとする地域外の人材を積極的に誘致し、意欲ある若者等の都市住民のニーズ

にもこたえながら、地方の活力づくりの一翼を担ってもらうとともに、更に定住、定着を図っていかう。その中で地域力の維持向上、これらを図っていくことを目的とする取り組みということで、お話にありましたように、平成21年3月に総務省がその要綱を定めたところであります。

協力隊の活動といたしましては、都市と農山村漁村との交流活動の支援、あるいは農林水産業への従事あるいは応援というようなことを初め、地域環境の保全活動、住民の生活支援、観光プロモーション、特産品開発や販路拡大、こういったさまざまな分野での地域協力活動というものが想定されておりまして、各自治体が設定する地域力の維持強化に資する活動が対象となっているところであります。協力隊員は一定の期間、自治体の委嘱のもとに、その地域の住民となりまして、生活、活動するものとされておりまして、こうした取り組みを各自治体を実施した場合、国からの財政支援措置として協力隊員1人当たり350万円を上限、このうち報償費などいわゆる人件費分としては200万円を上限、また、隊員の募集に係る経費、住居や車両等の借り上げ、あるいは作業用品や消耗品などを含むその他の経費については150万円を上限として、特別交付税として措置されるということになってございます。

以上が制度の骨子ということになります。

副委員長（渡辺英次君） 井上委員。

委員（井上久嗣君） それで、これを進めるに当たりましては、先行自治体もいろいろな要綱を定めているようであります。その中身は、活動の内容、具体的にこういうものがあるという取り決めから、隊員の賃金も含めた中まで要綱をつくっていくということになる、土別市の場合もそうなるかと思いますが、それにかかわることになると思いますけれども、中身について順番にお聞きしたいと思いますけれども、まず、今いろいろ御説明ございましたけれども、いろいろな活動の内容として、農林水産業等にかかわることですとか住民の生活支援ですとか地域おこし支援とか、いろいろ大きく分けるとあるとお聞きしていますけれども、本市の場合、今回予算化してこの事業を起こすに当たりまして、今、基本的にどのような活動を委嘱する御予定なのかお答えいただきたいと思います。

副委員長（渡辺英次君） 中峰主幹。

企画振興室主幹（中峰寿彰君） 今の井上委員のお話にありましたように、国の地域おこし協力隊推進要綱というものに基づきまして、本市におきましても市としての要綱を設置し、その中で進めてまいりたいと考えておりますが、今回本市では、予算書にもありますとおり、2名の隊員を募集したいと考えているところでありまして、現在予定している地域協力活動といたしましては、まず一つには観光情報の発信というところを一つ置いています。それ以外に地産地消の推進、特産品等のPR、そして市民の生活支援というようなことであります。観光情報につきましては、例えばインターネット等を活用して広く本市の観光PRをしていく、あるいは地産地消に関しましては、地域の特産品を利活用していくもの、こういった活動の拡大、そういったものの調査研究、それから、特産品のPRにつきましても、開発研究とあわせて販

路の拡大といったこともありますし、市民の生活支援というところでは、具体的にはまだ決めておりませんが、例えば高齢者等の生活支援的なものも想定されるのではないかとこのように考えているところであります。

以上です。

副委員長（渡辺英次君） 井上委員。

委員（井上久嗣君） 現実には隊員を2名と今お聞きしましたけれども、隊員2名を雇用するということになるんでしょうけれども、雇用元というのは、例えば受け入れ先の企業が直接の雇用元になるのか、もしくは自治体である土別市が雇用して、そこから派遣するような形になるのか、また、先ほど報酬のことにちらっと触れられましたけれども、報酬のほかにも例えば保険の関係ですとか、あらゆる隊員の待遇が一体どの辺まで計画というか、予定されているのか、御説明いただきたいと思います。

副委員長（渡辺英次君） 中峰主幹。

企画振興室主幹（中峰寿彰君） まず、隊員の雇用元それから雇用体系の関係ですけれども、この協力隊につきましては、市の非常勤職員として市長が任用する形態をとります。その報酬といたしましては、月15万5,000円程度を予定しているところであります。その処遇及び身分、更には勤務条件的な基本的な考えですけれども、こちらにつきましては、市の一般職の非常勤職員、これに準じた取り扱いを考えているところであります。そういった中では、健康保険、雇用保険、年金含めて、実際の隊員の皆さんそれからこちら使用者側としても、これを掛けていくような形で想定しているところでございます。

以上です。

副委員長（渡辺英次君） 井上委員。

委員（井上久嗣君） それで、先行自治体を見ますと、おおむね1年から3年ぐらいの活動期間というか、契約をされていると思うんですけれども、当然先ほど申したとおり要綱をつくるという形でその辺も決めていかなきゃならないと思うんですけれども、どのぐらいのまずは活動期間で委嘱するということだったのでしょうか。

副委員長（渡辺英次君） 中峰主幹。

企画振興室主幹（中峰寿彰君） まず、取り組みの期間ですけれども、初年度をこれから迎えるということになります。初年度となる23年度におきましては、採用の日からまずは来年3月31日まで、これを一つの活動期間というふうに設定したいというふうに考えています。その後につきましては、1年を超えない範囲におきましてこれを更新していくということで、最大3年まで活動をお願いしたい、継続可能という期間にしたいと思っています。

なお、予算なり議決を今回いただいた後、募集等々の準備を進めてまいります。更には選考等々の作業もでございます。そういった期間がありますので、実質的に採用というようなことの手続というのは5月中旬といった時期になってしまうだろうと。したがって、1年をちょっと切る期間にはなってしまいますけれども、おおむね1年間をまず一つの目安として進めて

まいりたいと思っています。

副委員長（渡辺英次君） 井上委員。

委員（井上久嗣君） 今選考のお話がちょうどありましたけれども、現実的に選考するにはまずPR、募集をしなければならぬと思いますので、PR、募集方法と、それとどのような選考の仕方をされるのか教えていただきたいと思います。

副委員長（渡辺英次君） 中峰主幹。

企画振興室主幹（中峰寿彰君） まず、隊員の募集についてでございますけれども、先ほど申し上げましたように、総務省の推進要綱に基づいて市の要綱をつくります。その内容を基本に、更には募集要項、こちらのほうも整理しまして、広報紙あるいはホームページ、基本的には市のホームページがまず一つになりますが、更にこれを総務省のほうのホームページにも掲載いたします。このことによりまして、全国的な周知が図られていくということになります。そういった募集であります。

選考につきましては、履歴書が一つ、もう一つには一定のテーマをこちら側で設定させていただきまして、それに対するレポートをいただきたいと思っています。これらをあわせた書類選考をまずベースといたしまして、必要に応じては更に面接というようなこともとりながら、どなたに来ていただくかということを決めてまいりたいと考えています。

以上です。

副委員長（渡辺英次君） 井上委員。

委員（井上久嗣君） 結果的に、今いろいろなことを聞かせていただいたんですけれども、設置要綱自体を、これ予算通る前提になりますけれども、その後、いつごろ作成をするという御予定なんでしょうか。

副委員長（渡辺英次君） 中峰主幹。

企画振興室主幹（中峰寿彰君） 設置要綱につきましては、議決をいただき次第、速やかに定めてまいりたいというふうに考えておりますし、更に募集要項もあわせて、できるだけ早期にこれを公表して取り組みを進めてまいりたいというふうに考えています。

副委員長（渡辺英次君） 井上委員。

委員（井上久嗣君） それで、今一番最初にどのような活動を委嘱するのかということで、観光情報の発信ですとか地産地消の拡大等々お話がありました。当然先ほど市がまず雇用元になって、各団体のほうに隊員として派遣するような形になるかと思うんですけれども、実際受け入れをしていただく、これ予算に載っているということですから、既に受け入れをしていただける関連団体等に現状どのような協議というか、どこまで協議をされた上で今進められているんでしょうか。

副委員長（渡辺英次君） 林企画振興室長。

企画振興室長（林 浩二君） お答えいたします。

受け入れ先の関係団体との協議の関係でございます。地域おこし協力隊につきましては、そ

の任務がおおむね3年ということになっております。この期間満了後におきましては、総務省が定めた目的とするところにおいては、満了後はその地域で起業するなり就業定着を図ることを大きな目的としております。

そこで、関係団体との協議についてであります。本年度、新年度予算が内示された段階で、士別観光協会のほうに、いわゆる士別と朝日の合併後の新しい体制の一つのお手伝い、更には、今、主幹が話しましたとおり、観光資源の発掘あるいは観光情報の発信、これはホームページだとかブログだとか、いろいろな形でできると思いますが、そういったことに隊員を活用していただけないかということで御相談をしました。それで、観光協会のほうとしても、その段階ではまだ確定しておりませんでした。新たな体制の中では、ぜひともそういった隊員を使って、いろいろな形で士別、朝日、新しい合併後の観光協会の業務の一翼を担っていただくということで、そういった形でのお話はさせていただいているところでございます。

なお、詳細等、どのような方がお越しになるか等、まだ決まっておりませんので、その後の関係については引き続き協議をさせていただきたいというお話はしているところでございます。

以上であります。

副委員長（渡辺英次君） 井上委員。

委員（井上久嗣君） 同じ総務省の管轄なんですけれども、一見、何か似たような感じで集落支援員という制度が、これが平成20年度ぐらいからあるようなんですけれども、これも地域で取り組む制度として、これは農村部にかかわるのかもしれませんが、同じ総務省の管轄でございます。この辺の、今回の地域おこし協力隊の違い、もしくは集落支援員制度も今まで活用を含めて検討をされたことがあるのか、今後検討する用意があるのかも含めてお答えください。

副委員長（渡辺英次君） 林室長。

企画振興室長（林 浩二君） お答えいたします。

集落支援員につきましては、平成20年、総務省が定めました過疎地域における集落対策の一つとして出てきた制度でございます。地域おこし協力隊は三大都市圏等から人材をこちらのほうに求めるわけですが、集落支援員につきましては自治体が委嘱し、市町村職員とともに連携しながら集落の目配り、更には集落の巡回等を行うということで、基本的には、例えば行政職員のOBですとか農業委員経験者、もう一つの手法としては自治会長も兼務できるということになっているところでございます。そこで、専任の集落支援員を用いた場合、これに報酬等を当然用意するわけですが、報酬等を含め、例えば集落支援員の設置に要する経費、更には集落支援員の集落の点検業務に要する経費、更には話し合い等に要する経費を含めまして、報酬350万円程度を上限に、これも特別交付税において総務省のほうで措置されるということでもあります。一方、自治会長さんをお願いした場合には、兼務という形で、これについては年額40万円程度、これも特別交付税において措置されるということでもあります。

そこで、集落支援員の具体的な活動でございます。これにつきましては、地域課題の洗い出

しですとか、例えばその地域、いわゆる限界集落等の部分が一時クローズアップされましたけれども、地域コミュニティーが薄れるといったところに、この支援員を用いて集落コミュニティーの維持を図っていくということもあるわけであります。更には、ほかの地域で見ますと、例えば買い物の代行だとか、そういった取り組みをしております。具体的に、上川管内では和寒町と下川町でそれぞれ1名動員しております。集落支援員につきましては、地域おこし協力隊とともに活動を一緒にするというので、いろいろなケースがあるわけですが、土別での検討でございます、両制度ともに特別交付税をもって経費が措置されるということで、いわゆる受け手側の集落の選定、どの地域を担っていただくのかという問題もありました。更にその対象となる集落支援員の適当な人材の選定ということがあって、検討はいたしましたけれども、新年度におけます地域おこし協力隊、この制度をまずは円滑に進めようということで、23年度で手を挙げることなく、23年度においては調査をしよう。実際に入っている和寒町ですとか下川町の活動の中身を見ながら、今後本市での可能性について検討していきたいということで、23年度の導入については見送ったところでございます。

以上であります。

副委員長（渡辺英次君） 井上委員。

委員（井上久嗣君） ぜひ兼ねることも、いわゆる集落支援員と地域おこし協力隊員を兼ねるということも何かできるみたいですので、それだけ運動性あって、兼ねる必要もないですけども、ぜひ地域おこし協力隊が先に先行する形になりますけれども、限界集落という言葉がありますけれども、土別も非常に郡部で高齢化と過疎化が進んでいますので、この制度の積極的な活用を目指していただきたいと思います。

それと、この質問は、次に移りたいと思うんですけども最後に、できれば地域おこし協力隊で最大3年活躍していただいた方は、この地域の一翼を担っていただくまちおこしのプロのような形で、このまま土別にぜひ在住をしていただくということにつながれば、この制度の更なるプラスになるかと思っておりますので、ぜひ来ていただいた方には、過度の期待をするのも失礼なんですけれども頑張ってください、この地に根差して新しい頭脳として頑張ってくださいということを期待して、その辺の活用の方法を期待も含めて、何か一言ありましたらいただいて、次に移りたいと思います。

副委員長（渡辺英次君） 鈴木総務部長。

総務部長（鈴木久典君） 今、井上委員のほうから、地域おこし協力隊についての活用ということでのお話がありました。地域おこし協力隊、答弁させていただいたとおり、三大都市圏を中心として、そういったところに住む方々に来ていただくということがありますので、私たちとしても、都市圏での地方に対するニーズ、こういったものも把握できるのではないかという期待も大いに持ってこれに当たっていきたいと思っています。3年という期間があるわけですが、この後は、制度の趣旨でもありますように、ここに就職していただいてそして住んでいただいて、更に地域の活性化に力を尽くしてくれるということを期待しながら、これに当た

っていきたいというふうに思っております。

以上です。

副委員長（渡辺英次君） 井上委員。

委員（井上久嗣君） それでは、次の質問に移ります。

それでは、バイオマス資源堆肥化施設について質問をさせていただきたいと思います。

この質問は、先週の定例会に神田議員、また、昨年の第4回定例会のときに山田議員の一般質問でもされておりますが、いよいよ23年度予算化されまして、非常に大きな予算額を伴う事業でありますので、この機会ですのでいろいろ教えていただきたいと思います。

まず、バイオマス資源堆肥化施設、これは低炭素むらづくりモデル事業ということで採択されまして、その中で生ごみ、下水汚泥、野菜残渣を効率的に活用する堆肥化施設をということで整備するということと、また一方、先ほどの低炭素むらづくりモデル事業にかかわる部分ですけれども、温室効果ガスの低減を兼ねて行うということで進められるかと思うんですけれども、まず、設備自体を市直営なのか、または指定管理者等の委託なのか、まず運営主体を、どこを想定されているのかお答えいただきたいと思います。

副委員長（渡辺英次君） 佐々木畜産林務課長。

畜産林務課長（佐々木 勲君） お答えします。

施設につきましては、市のほうで設置するというところでございます。その運営につきましてはということでございますけれども、まず設置場所につきましては、現在北ひびき農業協同組合さんが堆肥を製造しています川西のめぐみ野土別というところに隣接して設置予定してございます。生ごみ、汚泥につきましては新規施設、それとあと野菜残渣につきましては既存のめぐみ野土別の中での処理ということを考えてございます。そこでできた堆肥につきましても、農家への供給、あっせん、それと既存施設には計量器具もあるということで共用できるということもありますので、運営主体につきましては北ひびき農業協同組合さんのほうに指定管理による運営を想定しているところでございます。

以上でございます

副委員長（渡辺英次君） 井上委員。

委員（井上久嗣君） 指定管理をされるということで、JA北ひびきに指定管理する予定ということなんですけれども、現実に予算ついて年度明けるとどんどん進んでいくわけなんですけれども、JA北ひびきの受託合意に向けて万全に協議が進んでいるということで理解してよろしいのでしょうか。

副委員長（渡辺英次君） 佐々木課長。

畜産林務課長（佐々木 勲君） 事業の進め方につきましては、土別市低炭素むらづくり協議会というものを設置しておりまして、その中の構成員の中にもJA北ひびきさんなり、市なりが入っております。その中で、堆肥化システムにつきましては、今現在選定中でありまして、堆肥化フロー等も含めて、今現在農協と協議中でございます。既存の施設の関連もあり

ますので、受託システム等々の確立に向けて今後とり進めることが可能ということで、鋭意協議をしているところでありまして、万全な体制がとれるものというふうに認識しているところでございます。

以上でございます。

副委員長（渡辺英次君） 井上委員。

委員（井上久嗣君） それで、もう一方、こういう施設をつくるときには、当然今、受託をしていただけるということで進んでいっちゃうということですけども、必ずこういう施設で問題が起きやすいのは、地域の合意がきちっと得られるかという、生ごみの処理施設ということですので、これはどこの市町村も、同じようなものをつくる場合に地域の反対があったり、その合意を取りつけるのに非常に苦労するという場合が少なくないわけですけども、先ほど川西めぐみ野の土別堆肥センター、その隣に隣接するというので、川西自治会という地域になると思いますけれども、そちらの地元の川西自治会の合意はきちっととられているんでしょうか。

副委員長（渡辺英次君） 佐々木課長。

畜産林務課長（佐々木 勲君） お答えします。

この事業に当たりましては、平成22年度のモデル事業の取り組みに当たりましては、21年12月より地元自治会と協議を重ねてございます。23年、本年2月9日まで5回の会議を開催していただきまして、最終的には臨時総会を開催していただきました。その中で、地域としての、委員おっしゃられますとおり、処分施設というようなことから環境面の部分、あと悪臭対策の面等々の課題も挙げられました。その中で、それぞれ会議の結果のもと、確認のもと合意を得たということでございます。

以上でございます。

副委員長（渡辺英次君） 井上委員。

委員（井上久嗣君） そうすると自治会としては、総会、臨時総会も含めて合意をきちっととれているということによろしいですね。

それで、こういった施設を結果的に地域が受け入れる場合、後々問題にならないように、受け入れる自治会と覚書ですとか協定というきちとした文書を結ぶという場合が多いわけですけども、今回、本市の場合、川西自治会と受け入れ先のJA北ひびきも関係するのかもしれませんが、そういった覚書や協定などの合意文書的なものを今後交わすという御計画はないんでしょうか。

副委員長（渡辺英次君） 佐々木課長。

畜産林務課長（佐々木 勲君） お答えします。

先ほども言いましたけれども、5回のそれぞれ会議の中で、最終の2月9日の段階につきましては、そのときに話された内容につきまして、てんまつ文書として双方で確認してございます。また、その際にも、施設設置にかかわって環境面の具体的な要望事項も地元自治会のほう

からも出ています。それにつきましてこれから回答するということになっておりまして、先ほど言いました覚書、協定等々につきましては、地域のほうから今後要請があるならば対応していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

副委員長（渡辺英次君） 井上委員。

委員（井上久嗣君） これは要請なくても、やっぱり市が、市民の、地域のこれから生ごみをどうするか、それもまた、農家の方も足りない堆肥化の問題も解決する、環境も配慮するという部分も含めて川西自治会の方が受け入れていただくという、ある面、苦渋の選択をした方もいいとは限らないので、地域から言われると合意文書をつくるというんじゃないで、こちらから「まとまったものは文書としてお互いに残しましょう」という方向じゃないとおかしいと思うんですけども、いかがでしょうか。

副委員長（渡辺英次君） 佐々木課長。

畜産林務課長（佐々木 勲君） 先ほどそれぞれ自治会の方たちとお話をする中で、一番大きな課題となりましたのが悪臭的なものということでございます。それとかあと、搬入のときにごみ等々が飛散しないかというふうなことがいろいろございました。それに対しまして、新たな施設につきましては悪臭の少ないもの、あと既存の施設も含めまして悪臭の対策もするというふうなことで申し述べております。その中でも、言った言わないというようなことのないように、確実に協議のあったものについては文書で残しましょうということも、それぞれ自治会の方とお話をしながら進めておりますので、また、これから事業計画につきまして具体的な実施計画、システム等々につきましても、また地元にお話をしながら決定をするということもございまして、その辺は十分注意をしながら、地域の住民にとって低炭素むらづくりモデル事業そのものが、温室効果ガス削減に向けてもそういう効果があるんだよ、それとかあと、野菜残渣についても地元の土づくりのために使えるんだよ、生ごみ・汚泥についても十分使えるというようなことも十分周知をしながら、かつ、明らかにしながら取り組んでいきたいというふうに思っております。

以上でございます。

副委員長（渡辺英次君） 相山副市長。

副市長（相山佳則君） 今、環境施設を地域のほうに、川西のほうに建てるということでありまして、実際今、めぐみ野土別建てしておりまして、当初も相当自治会の方々といろいろなその後のにおいの対策ですとかいった話をしてきたわけなんですけれども、それから10年以上経過しまして現在になってみますと、そのときに話してきたことが双方どうだったかといったようなことがちょっとあいまいになってきている部分もあるというようなこともありますので、今これから新しい施設をつくるに当たっては、現有施設の状況がどうだったかということも、今あるめぐみ野の施設がどうだといったこともしっかり確認して、今後建てる施設についてのいろいろな対応、実際川西からは、そういった施設を川西に建てることに当たっては地域の要

望というのも出てきておりますので、そういったものについて、要望について極力市としてこたえられるのについては、すぐできるもの、ある程度年限をかけてしなきゃならないものありますので、年限をかけてしなきゃならないものについても、そのときになってどうだったかということがないように、今、井上委員言われるような覚書や協定書のような形がとれるというものについては、そのような形をとっていきたいというふうに思います。

副委員長（渡辺英次君） 井上委員。

委員（井上久嗣君） この低炭素むらづくりモデル事業というのを活用するわけですが、これは全国で7カ所、道内では唯一採択されたということでお聞きしています。これは平成21年に創設されて、21年度限りの採択期間ということで、実施期間が21年から25年度の5年間ということでお聞きしておりますが、もう一度、今回この事業にかかわる低炭素むらづくりモデル事業の具体的な中身を教えていただきたいと思います。

副委員長（渡辺英次君） 佐々木課長。

畜産林務課長（佐々木 勲君） 低炭素むらづくりモデル事業の具体的な中身ということでございます。委員おっしゃいますとおり、21年度に新たに事業化されたものでありまして、温室効果ガスの削減により、農業農村での環境に配慮した循環型社会の構築を目指したモデル地区として位置づけられております。士別市におきましては、生ごみの埋め立てや水分調整材のもみ殻を焼却してございます。それを強制発酵することによって堆肥化したほうが、発生ガスが低くなるということと、あと自然エネルギーであります雪とかそういうものがありますけれども、太陽光の発電によって電力量を施設の一部に置きかえるということで提案し、採択となったところでございます。更には、堆肥の投入によりまして化学肥料を削減し、それによってガスの削減も見込まれるということでございます。一体的にはハード事業とソフト事業という2つに分かれておりまして、ハード事業につきましては、先ほど言いましたバイオマス資源堆肥化施設、それに必要な太陽光発電のシステムを加えたものを施設整備、ハード事業としてとらえて、ソフト事業といたしましては、それらの取り組みがどう地域にとって効果的かというようなことの低炭素むらづくり計画というものを策定し、市民に周知をするというようなことの取り組みに対しての助成ということになってございます。これらのことから、市民生活と農産物生産の一連のサイクルを市民一体となって取り組むということが、この低炭素むらづくりモデル事業の全体の流れでございます。

以上でございます。

副委員長（渡辺英次君） 井上委員。

委員（井上久嗣君） 今御説明いただいたんですけれども、農水省の事務次官通知ということで、低炭素むらづくりモデル支援事業実施要綱というのがございまして、そこに地域協議会というのが載っております。「地域協議会は、地域住民団体、農業者の組織する団体、NPO、企業、市町村等の二以上の主体で構成するものとし、その構成員に市町村が含まれていること」という、この地域協議会というのは、先ほどお話にありました士別市低炭素むらづくり協議会、

去年3月15日に設立しているようではありますが、こちらが国の要綱による協議会ということでよろしいのでしょうか。

副委員長（渡辺英次君） 佐々木課長。

畜産林務課長（佐々木 勲君） お答えします。

委員おっしゃるとおり、土別市低炭素むらづくり協議会というものを組織してございます。土別市、JA北ひびき農業協同組合、それと土別地区森林組合、土別市酪農組合連合会、北ひびき農協肉牛組合、土別市ごみ減量化推進協議会、それと土別消費者協会の7団体で構成してございます。それでもって協議会の中の事業の取り組みということと、ハード事業につきましては、その協議会の会員が直接実施することが可能ということですので、施設の整備については土別市が今行っているというふうなことでございます。

それと現在、今回いろいろ施設整備に当たりまして、川西自治会からも、この協議会への参加の要請もございましたので、先般、幹事会を開きながら加入の手続きをし、今後総会の規約等も改正しながら川西自治会の方も加わって、今後運営していきたいというふうに思っております。

以上でございます。

副委員長（渡辺英次君） 井上委員。

委員（井上久嗣君） それでお聞きしますけれども、土別市低炭素むらづくり協議会、昨年3月15日に設立で、現在まで何回開かれていらっしゃるのでしょうか。

副委員長（渡辺英次君） 佐々木課長。

畜産林務課長（佐々木 勲君） 低炭素むらづくり協議会につきましては、それぞれ各団体の長なりで構成しておりまして、そのときの設立会議ということで1回実施しておいて、その後は幹事会というもので、それぞれ構成員の中からの幹事でもって数回の幹事会、すなわち施設整備に向けての生ごみや汚泥やその量の確認とか、施設の現地調査、それとかシステムについての基本設計にかかわる委託業者との打ち合わせ等々につきましては幹事会で今鋭意進めておいて、最終的には協議会の総会を開きながら事業実施について確認するというふうなことで考えてございます。

以上でございます。

副委員長（渡辺英次君） 井上委員。

委員（井上久嗣君） そうすると、幹事会というのは協議会の一部という考えをすると、幹事会中心に協議会をやっているという考え方でいいのか、協議会というのはめったにしかやらずで、協議会の中の幹事の人が中心に今まで進められてきたということなんでしょうか。

副委員長（渡辺英次君） 佐々木課長。

畜産林務課長（佐々木 勲君） 最終的には協議会の中で確認しつつ、協議会の構成員の中から必ずお一人は幹事が出てございます。その幹事でもって、それぞれの組織のほうに幹事でお話のあったことはそれぞれ伝えていただきながら、協議会の中で全員の意思統一をしながら実施

しているということでございます。

以上でございます。

副委員長（渡辺英次君） 井上委員。

委員（井上久嗣君） これ、なぜお聞きするかといいますと、農水省の低炭素むらづくりモデル支援事業実施要綱を見ますと、「地域協議会の業務運営の透明性の確保」ってございまして、そこに「地域協議会は、会員名簿、地域協議会規約その他の規程、低炭素むらづくり計画等の書類について、インターネット、広報紙等により広く一般に公開するものとする」と要綱に載っているんですね。私、今回この質問をするに当たって、協議会のことの市のホームページに、私の調べ方が悪かったのかもしれないんですけども、載っている様子がないんですけども、今のところ載せるような中身がないから載せていないのか、それとも、この規約にのって本来やらなきゃならない部分が載っていないのか、どちらなのでしょう。

副委員長（渡辺英次君） 佐々木課長。

畜産林務課長（佐々木 勲君） 規約にはそのように載っております、うちのほうで、ネット上で十分周知していなかったということですので、今後、事業の進めぐあい等々もネット上でちゃんと掲示したいというふうに思っております。

以上でございます。

副委員長（渡辺英次君） 井上委員。

委員（井上久嗣君） これ、僕、規約のことをどうのこうの言うんじゃなくて、さっきの話に戻りますけれども、こういう反対の多い施設を地域に受け入れてもらうということは、情報をいかに公開して、変に伝わらないことも含めまして公開性を高くしなさいということが大々前提だと思えます。先ほど川西地区で合意が得られたというお話も得ていますが、現実には、個人的に個々の多少の御不満とかいうのも地域から聞こえていないわけでもないです。そんなことで、協議会が、1年たってその中身が、国の要綱できちっと公開性をしなさいと言いながらも、されていないということ一つを見ても、場合によってはそういう地域の説明も含めてうまく伝わっていない縮図がここにあるんじゃないかなという、ちょっと危惧したものですから、どうなんだろうと思うんですけども、私の言っていること、おかしいでしょうか。

副委員長（渡辺英次君） 伊藤経済部長。

経済部長（伊藤 暁君） 川西の関係、情報公開の関係ですけれども、情報公開をインターネット等でしていなかったということについて大変申しわけなく思っていますが、先ほども申し上げましたが、この問題については川西で5回、それぞれ1回につき3時間以上かけて協議を実はしております。そのときに大体30人ぐらいの参加で協議をしてきているわけですが、実はにおい対策だとか、まだ目に見えないものについてどうするかというような部分がかなりございまして、その前段の部分でかなり意見を闘い合わせたという部分が実際にございまして、川西自治会の中でも、実は農家の方が自治会の土地の6割ちょっとで、あと非農家の方もかなりいまして、バイオマスなり堆肥づくりについては、農家の方についてはかなり参加をしていただ

けるんですが、非農家の方については余り参加がないという部分もございまして、その辺の関係で、ちょっとこちらの意思が伝わらなかったという部分も確かにございました。最終的に2月9日の中で、その辺も克服して合意を得たということでございますから、現状の中ではこの部分について、今後について若干まだ協議していく部分もございまして、不安を持っている部分もあるかもしれませんが、今までの説明の部分については理解をいただいているというふうに思っております。

副委員長（渡辺英次君） 井上委員。

委員（井上久嗣君） 今後、環境センターもつくることになりますので、徹底した情報公開というのは国が要綱に書いていることぐらいですから、ぜひきちっと進めていただきたいと思います。

それで、中身のほうに移らせていただきますが、幾つか堆肥化の方法を検討されているというふうにお聞きしていますけれども、今現在、ある程度絞り込まれているかと思えますけれども、具体的な今検討しているシステムの方法とか、また、もみ殻という言葉もよく出ていますけれども、水分調整も含めて簡単にお知らせください。

副委員長（渡辺英次君） 佐々木課長。

畜産林務課長（佐々木 勲君） 今現在検討している堆肥化システムの方法と水分調整の方法でございまして、まず、生ごみにつきましてはもみ殻と混合する、汚泥につきましては市内から出てくる剪定枝を利用するということを考えております。野菜残渣につきましては、めぐみ野土別から出てくる堆肥を成分調整材としてそれぞれ堆肥化するというので、生ごみの堆肥、汚泥の堆肥、野菜残渣の堆肥、かつ野菜残渣の堆肥につきましては今の既存のめぐみ野土別でつくっている肉牛の堆肥というようなことと一緒につくられるということを想定しています。もみ殻につきましては、市内で現在焼却されているものを回収し、それにつきましては、ライスセンターではほぼ地域のほうで活用されているということですが、個別で乾燥されている方が市内に約4割ほどいらっしゃいます。その中にも焼却している人がいるということですので、その部分約580トンを利用して、回収して水分調整材として使うということに考えています。剪定枝につきましては、朝日地区でもって今現在収集量の実績、それを土別市に置きかえて、年間130トン、それを剪定枝として、水分調整材として使うということを考えています。野菜残渣につきましては、めぐみ野堆肥ということでございます。

それぞれ事業系の生ごみ、最終的には再精査したところ、事業系が1,165トン、家庭系の生ごみが1,412トン、合計2,577トンにもみ殻を加えて、堆肥的には555トンのものをつくるということで、水分は約45%を想定しています。それと、汚泥が年間820トン、それに剪定枝130トンを加え、年間堆肥159トン、水分45%のものをつくるということで考えています。それと、野菜残渣につきましては、年間1,760トンのものにもみ殻も一部加え、戻し堆肥も加えて、年間3,149トンの野菜残渣による堆肥をつくるということで、トータル的には、堆肥につきましては3,863トンの堆肥ができるということのシステムを今現在検討しているところでござい

す。

以上でございます。

副委員長（渡辺英次君） 井上委員。

委員（井上久嗣君） それで、先ほど来悪臭という言葉がところどころ出てきましたけれども、現在もめぐみ野近辺の悪臭も正直言って少なくないという話もいっぱい聞こえてくるわけですが、今回、地域住民の方が特に気にされるのは悪臭の問題かと思います。先ほどめぐみ野士別で野菜残渣の肥料化をそちらのほうにするということですので、ぜひめぐみ野士別の部分もあわせて、今回新設するバイオマス推進化施設の悪臭をきちっと解決する、極力抑えるという形で進めるということをお願いしたいと思うんですけれども、その辺の改善策という形はどのようにお考えなんでしょうか。

副委員長（渡辺英次君） 佐々木課長。

畜産林務課長（佐々木 勲君） 悪臭対策についてお答えいたします。

新設の施設につきましては、悪臭が軽減されるシステムを採用しております。ただ、汚泥などにつきましては悪臭対策が必要だということで、一部脱臭設備を備えることとしてございます。ただ、野菜残渣につきましては、委員おっしゃるとおり、既存のめぐみ野のラインに入れるということで、発酵、攪拌ということですので、特にタマネギなどにつきましては、初期の発酵の段階で非常に悪臭が多いというようなことも聞いておりますので、発酵槽の一部を、空気を吸引して脱臭設備をするなどのことを想定してございます。手法としては、腐植質の資材による吸着させるものを想定しておりますが、今現在はほかの手法もあるということですが、今の段階ではそのようなものを選定したいというふうに考えてございます。

以上でございます。

副委員長（渡辺英次君） 井上委員。

委員（井上久嗣君） そうすると、めぐみ野士別の現在のラインというか、今の堆肥化施設の部分もあわせて悪臭対策を施すということによろしいんでしょうか。

副委員長（渡辺英次君） 佐々木課長。

畜産林務課長（佐々木 勲君） 既存のめぐみ野士別のラインに野菜残渣の堆肥化をするので、野菜残渣の堆肥化に伴ってにおいも発生するというので、あわせてその場所の部分の一部もしくは全部に脱臭の設備を整えるということで考えてございます。

以上でございます。

副委員長（渡辺英次君） 井上委員。

委員（井上久嗣君） 堆肥化の問題ですけれども、基本的に慢性的な堆肥不足の一定の解消を図るということが、この施設の大きな目的の一つなんでしょうけれども、当初計画では堆肥生産量6,000トンと聞いていたような気がするんですけれども、先ほどの御説明ですと3,870トンぐらいとおっしゃっていたような気がするんですけれども、そうすると、4割近くトン数だけでいうと減るような計算になりますけれども、この生産量の減少と、堆肥の、農家の需要供給の

バランスを含めて影響度というのはあるのかないのかお答えください。

副委員長（渡辺英次君） 佐々木課長。

畜産林務課長（佐々木 勲君） 堆肥の生産量の関係でございます。当初6,000トンということから3,800トンの影響はということですが、現在検討している堆肥生産につきましては、水分が非常に低下するシステムを今現在検討してございます。そのために水量が減少しているところでございます。当初の計画におきましては、生ごみの堆肥でいけば55%のものが、今現在は45%に落としたものを想定しております。汚泥につきましても、62%で想定したものが、今回のシステムでいけば45%ということで下がると。それと野菜残渣につきましても63%から約60%に下がるということで、原料そのものが、ほとんど90%が水分、乾物につきましては10%ぐらいしかございません。それが、最終的には水分調整材で調整して、でき上がるものが固形分として残るということですので、でき上がりの水分によってトン数が異なるということですので、今のシステムでいけばそうなるということで考えてございます。

また、野菜残渣につきましては、めぐみ野土別からの戻し堆肥を利用するということですので、要は、堆肥に当たっては水分調整材をいかに確保するかというのが一番の課題でございます。もしも水分調整材としてめぐみ野土別のやつを用いなくてもいいということになれば、例えば、より水分調整材として使えるもの、例えば河川敷の草とか、そういうものを使うことならば生産の増加も可能ということですので、今現在の水分調整材として確保できるものは、今現在はこの数量でいけばこれしか想定できないということが今の数字でございます。まだ運営によって更に拡大できるようなものも想定しながら、この施設のシステムの導入に当たっていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

副委員長（渡辺英次君） 井上委員。

委員（井上久嗣君） そうすると、めぐみ野のものを使わないで水分調整材を別途集めれば堆肥がもうちょっと増えるということですね。ぜひその方向で、何とかできるように進めていただきたいと思います。

それともう1点、生ごみと野菜残渣と下水汚泥と別々に堆肥化をするということですが、当然別々に販売するというにはなるかと思うんですが、一番いろいろな地域で汚泥の堆肥というのが、どこの自治体も非常に売るのがに苦慮している、場合によっては焼却している自治体もあります。これはどうしても、かつてこの議会でも重金属の問題も含めていろいろありました。土別市はそういう工場がないので重金属という影響は考えなくていいんですよという答弁が何回か出ています。ただ、心理的にどうしても農家の方にしてみれば、汚泥の堆肥というと、聞いただけで嫌ですということも正直言っているかと思えます。汚泥堆肥というのが、今後当然稼働するとできてくることになりましてけれども、そちらの販路確保策というのはどのようなになっているのでしょうか。

副委員長（渡辺英次君） 佐々木課長。

畜産林務課長（佐々木 勲君） 汚泥堆肥の販路確保対策ということでございます。今現在は市内での利用ということで、堆積をしながら牛ふんとまぜて堆肥づくりをして、それを畑、主にてん菜畑等々に活用されているのが実態でございます。今回の施設においては、施設のシステムを考えているものにつきましては、水分が低くなりますので非常に扱いやすくなるということで、需要先としては、扱いやすさによって十分確保されるものと考えてございます。

あと、汚泥の堆肥の成分ということで、今回も、昨年秋に下水汚泥に基づく原料でもって、そのときのもみ殻を用いて試作もしてございます。そのときの数字で申し上げますと、例えば下水汚泥を原料とする場合には、普通肥料という、含有量が許される有害成分の規格を定めてございます。そこでいきますと、砒素でいけば、例えば50ppmだったものが、実際につくってみたものでいきますと0.8から2.3ということで非常に少ない数字が出ておりますし、カドミウム、水銀については5ppmなり2ppmのものが不検出ということとか、あとニッケル300ppmが9から15の数字、クロムについては500のところは20から33、鉛については100ppmが2から5ということで、非常に数字的には低い数字で出ておって、下水汚泥を原料とする肥料としては、基準内の規格内のもので可能ということも確認しておりますので、これらも、今回戻し堆肥等々でもってどうなのかということもありますので、その辺も十分数値的なものも、分析結果も示しながら、農家さんなり地域の方が使えるようにPRをしながら販売していきたいというふうに思っております。

以上でございます。

副委員長（渡辺英次君） 井上委員。

委員（井上久嗣君） どうしてもイメージが悪いので、せっかくできたものが有用で何の問題もないということであれば、きちっと説明して販売ができるような形を積極的に進めていただきたいと思います。

それで、先ほど来低炭素むらづくりモデル事業という、これは採択をされる条件として3点あるということらしいですけれども、自然エネルギーの供給施設整備、2つ目が自然エネルギーの事業施設整備、3つ目が農業生産基盤整備と、その3つのどれかをということなんだろうけれども入れなきゃならない。特に自然エネルギーについてはどっちかを入れなきゃならないということみたいなんですけれども、今回自然エネルギー供給施設ということで、自然エネルギーの活用をして、施設内の送電及び施設内の整備を行うというのを多分活用したんだと思うんですけれども、それで太陽光発電と一緒に整備するということだと思います。実際、太陽光発電も、小さな規模も大きな規模もいろいろございまして、どのぐらいの規模で発電量をどのぐらい見込んで、売電できるぐらいのものなのか、もしくは施設内の一部電力を賄う程度のものなのか、電力の、太陽光発電の具体的な中身と活用をどうされるのか、お答えいただきたいと思います。

副委員長（渡辺英次君） 佐々木課長。

畜産林務課長（佐々木 勲君） 先ほど3点ということで、自然エネルギーと需要施設の整備と

ということで、農業生産基盤の整備というものは今回の事業としては実施してございません。それで、自然エネルギーの活用ということで考えた場合に、先ほど言いましたけれども、雪とか風力については非常に活用が難しいということで、太陽光パネルでもって発電したものを活用するというので計画してございます。ただ、余りにも大きなワット数になりますと、電気主任技師とか、そういう保安技師の設置が必要ということで、20キロワット未満の場合につきましてはそういう配置が不必要ということですので、ランニングコスト等々も考えたり、メンテナンスのことを考えますと、20キロワット以下ということで今想定してございます。それで、そのための発電量ということで、今現在は幅3.6メートル、長さ21メートルの2カ所、155平方メートルのものの設置を計画してございます。まだ具体的な詰めには入っておりませんが、計画段階ではそのような数字になってございます。全体としては、施設全体の電気料からしてみますと約1割程度ということでございますので、常時稼働するフロアとか、そういうものに活用しながら、蓄電なりをしたり北電に売電するというようなことは現在想定していないということでございます。

以上でございます。

副委員長（渡辺英次君） 井上委員。

委員（井上久嗣君） それでは、この質問の最後ですけれども、こういう堆肥化施設とか特殊な設備、特に機械設備等は、そういう技術力を持ったメーカーが何点かに絞り込まれてくるということになります。そうすると、そういった機械設備はそのメーカー系列のところに随意契約等で発注するという自治体も多いわけですが、ラブ士別・バイ士別、市長がよく語られる、私もぜひ進めていただきたい。当たり前のことですが、建設にかかわる機械設備を含めた、いわゆる地元の発注をぜひ極力やっていただきたいと思いますので、その辺の発注割合というのをどのぐらいを予定されているのかお答えいただきたいと思います。

副委員長（渡辺英次君） 佐々木課長。

畜産林務課長（佐々木 勲君） お答えします。

こういう堆肥化施設の大型のものにつきましては、一般的に、例えば一括発注するという方法もございます。ただ、委員おっしゃるとおり、地域でのラブ士別・バイ士別の観点からも、今現在としては実施計画を策定し、今整理しております堆肥化システムを選定しながら、それに基づきまして実施計画を作成した後、用地造成とか機械とか電気、それとか建物建築等々に分割しながら、大部分を地元発注が可能なものとして今現在計画しているということでありませ

以上でございます。

副委員長（渡辺英次君） 井上委員。

委員（井上久嗣君） ぜひ極力、全部と言いたいんですけども、発注を地元に行えるような形を考えていただいて、次の質問に移ります。

それでは、3番目の学校図書データベース化について質問させていただきたいと思います。

本年度の社会教育費の図書館費の新規事業といたしまして、学校図書機能促進事業ということで602万4,000円が計上されております。これで学校図書をデータベース化されるということなんですが、そのまずは主な目的はどのようなことでされるのかお答えいただきたいと思ます。

副委員長（渡辺英次君） 若林図書館長。

図書館長（若林武司君） お答えいたします。

この事業の目的は、市立図書館司書と司書教諭、学校図書館担当教諭との協力連携により、市内の全小・中学校17校が所蔵する8万冊について、除籍を含めた整理及び分類作業を実施しデータ化することにより、学校図書館の機能の充実を図ろうとするものであります。

以上でございます。

副委員長（渡辺英次君） 井上委員。

委員（井上久嗣君） 約600万円ですよ。仮に1,000円の本を買くと6,000冊買えるという、非常に大きな額なんですね。これは市立図書館と朝日図書室の図書資料整備事業費というのを見ますと556万5,000円ということで、それより多い600万円というお金をかけて整備をされるというわけなんですが、その整備の内容と予算の内訳を簡単にお知らせください。

副委員長（渡辺英次君） 若林図書館長。

図書館長（若林武司君） お答えいたします。

この内容につきましては、主に2点から成ります。一つには、データ入力に向けた一連の作業に必要な、4月から12月まで雇用の非常勤職員2名の人件費が206万9,000円、もう一つは、パソコン、管理ソフト、プリンター及びバーコードリーダーなどの機種の購入費が395万5,000円で、合計で602万4,000円の事業費を計上させていただいているところでございます。

以上でございます。

副委員長（渡辺英次君） 井上委員。

委員（井上久嗣君） 今のいわゆるデータ化すると。分類したものにバーコードを張りつけて、データの管理をパソコンでできるようにするという事なんですけれども、今、小規模校の学校図書というのは、やっと予算がつきつつありながらも、まだまだ少ないと。現実に学校の図書室に行くと、ぱっと見渡せば、これだけ本があるというのは見てわかる程度の本しかそろっていない学校が多い中で、わざわざお金をかけてそれをデータ化するというよりも、パソコン代で図書を買ったほうがいいんじゃないかというふうにも思われるんですけども、ただ、そうじゃなくて、その先があるからその予算を組まれるというふうに発展的に理解をするわけですけども、これは当然この先があると思うわけなんですけれども、ただデータを入れるだけじゃなくて、例えば貸し出しの管理をきちっとして貸し出しの分析を行う。いろいろな学校図書をデータベース化している先行都市もありますけれども、読書履歴をきちっと分析して本を購入するためのデータにするのですとか、読書傾向をきちっとつかむとか、または貸し出しランキング等をきちっと学校ごとにつくって、子供たちの読書意欲を向上させるとかいうた

めにも、そういうデータをやろうとすると、当然貸し出し履歴というか、貸し出し管理をしないとできないわけですが、まず今年度はデータを入れるんだということですが、いずれ、せっかく入れるシステムを利用して貸し出し管理等を今後貸し出しの分析も含めてやっていくつもりがあるのかどうか、お答えいただきたいと思います。

副委員長（渡辺英次君） 安川教育長。

教育長（安川登志男君） お答えいたします。

前段、学校図書のことについて、データ化で六百数十万円費やすならば、かえって図書を買ったほうがというようなお話もありましたが、今回、学校図書整備の市民からの寄附もございまして、総額で七百数十万円、学校図書整備はいたします。

今、将来データ化によって何を狙おうとしているのかというお話でございました。明年度、23年度におきましては、今、図書館長から説明いたしましたとおり、臨時職員が図書館司書とともに各学校の図書館に行って、それぞれの図書を入力するということとございまして、今、委員のお話がありましたように、各学校の図書の冊数は本当に学校を訪れると一望できるというか、本当にこれで基本的な図書がそろっているのかという状況でもございますので、データを入力する際に、ただいま図書館長から説明を申し上げました8万冊というのは、実態を見てみると、8万冊が図書資料として現在もちょうと、文学作品は別なんです、年鑑ですとかさまざまな技術関係あるいは科学関係のものについては、情報が陳腐化しているものも実際にあるだろうと。実際にそこに出かけてデータ入力すると同時に、情報陳腐化した部分を実際目で見てチェックしていただいて、本当に子供たちにとって借りられるような本をそろえていくということで、具体的に学校に出かけて行って、学校の図書館担当と市立図書館の図書館司書あるいは臨時職員が実際に面談をする中でそういうことをやっていくということもございまして、データ化することによって、数年の間は現状では無理かとも思いますが、市立図書館側から各全体の学校図書館での図書の状況等を把握するということがございまして、将来的には多方向でもそれぞれ検索できたり、それぞれ学校間でも検索をして必要な図書の貸し借りができたり、あるいは市立図書館に対しても学校からのリクエストなんかも十分にシステムを通じて得られて、何らかの方法で具体的に図書が学校に届けられるというシステムを目指してまいりたいというふうに考えております。

読書活動につきましては、明年23年度の方針でも朝読書が100%行われているという中で、本当に学校の図書館の図書を読む子もいれば、自分自身の図書を持ってくる子もいるわけですが、読書をすることの有効性についてははっきりとしているわけですし、そのことから、言葉だとか文章に対しての意識も高まっていくということもございまして、将来的には全般的な形でそういうことを管理し、各学校での読書傾向なんかについても分析して、その時々子供たちにとって必要な本をしっかりと各学校に配架できるような方向で、その第一段階として現在のデータベース化を図るということとございまして。

副委員長（渡辺英次君） 井上委員。

委員（井上久嗣君）　そうですね、そういうことで多分されるんだろうとは思いますが、今、市立図書館のシステムがあると思います。今回学校に入れるシステムがどういうシステムかわかりませんが、そういう将来性を考えていって、ぜひネットワーク化するときに新たな投資が極力少ないような形の、先を見たシステムを今回導入するべきだと思いますが、その辺はどうなっているのでしょうか。

副委員長（渡辺英次君）　若林図書館長。

図書館長（若林武司君）　お答えいたします。

平成23年度において入力するデータを活用していくためには、各小・中学校とのネットワーク化を図る必要があるものと考えております。また、現時点で想定している管理システムは、図書館用のものとは違い、操作が比較的容易な学校図書館用の専用の管理ソフトを考えておりますが、将来におけるネットワーク化に対応できるよう、管理ソフトを含めた諸機材の選定に当たりましては十分留意をし、最少限度の費用で行えるよう対処してまいりたいと考えております。

以上でございます。

副委員長（渡辺英次君）　井上委員。

委員（井上久嗣君）　この後質問しようと思ったのを先に教育長が言っちゃったので飛ばしますが、最後に、せっかくデータベース化するんだったら、いろいろな学校ありまして、図書離れをなくすために、子供に、高学年のお子さんにデータベース化の作業を手伝ってもらったりとか、本のデータを入れるときに子供の感想文を入れて検索しやすくするとか、そういう作業をさせることによって、どういう本があるかというのがわかるというだけじゃなくて、子供たちがその作業に通じることによって読書への関心を更に進めるといことをさせている地域もありますので、いきなりそういうことになるかならないかは別にして、せっかく整備する第一歩ですので、読書傾向というか、読書離れの歯どめという意味でも、ぜひこのシステムは今後ネットワーク化含めて進んでいくことを期待して、この質問は終わりたいと思います。

それでは最後に、今後の財政についてということで、何点かまずお聞きしたいと思います。

自治体の財政指標というのが幾つかありますけれども、その中で2点ほどお聞きしたいと思います。

財政の硬直度を示す指数としまして経常収支比率というのがございます。一般的には75%から80%ぐらいが妥当であると言われてはいるんですけども、現実には、本市も含めて小さな町というのは90%台前半という数字のところが多いわけで、本市の場合も90%台前半がずっと続いているかと思うんですけども、先週の議会も含めて、いろいろな、これからの財政を非常に気にしている議員の発言も多いですけども、これからの硬直度を示す経常収支比率、これがどのように推移していくか。これ、仮に95%以上になると、総務省の財政運営ヒアリング対象団体になるというふうに聞いておりますが、こういった95%に近づいていくという可能性があるのかないのか教えていただきたいと思っております。

副委員長（渡辺英次君） 三好総務部次長。

総務部次長（三好信之君） 経常収支比率の関係なんですけれども、土別市の一般会計の予算規模というのは大体160億円になります。その160億円のうちの経常的な一般財源、いわゆる経常的な収入ですけれども、それが土別の場合は、普通交付税と主に地方税ということになるんですが、それが大体100億円例年あります。その100億円が経常的な歳出にどれだけ使われているかということになるんですけれども、それが、21年度では約91億円が計上の経費に使われたということで、土別の経常収支比率が91.7%というふうになっています。委員からお話ありましたように、本来75%以下というのが昔は理想的と言われていたわけなんですけれども、現実問題、きっと多くのこの辺の近隣都市を見ても、軒並み90%は超えているような状況にあります。22年度は交付税が伸びていますので、分母が交付税になりますので、恐らく80%台にはなると思われますけれども、土別の経常収支比率の中で特に問題となってくるのが、いわゆる義務的経費の占める割合になろうかと思えます。いわゆる人件費、扶助費、あと公債費といったことで、いわゆるやめようとしてもやめられないものになります。例えば、施設の維持管理等については、これも経常的にかかってくる経費ですので経常収支比率にははね返るわけなんですけれども、これは、例えば施設を閉鎖すればそのお金は減っていくということで、経常収支比率そのものを落とすことは可能な状況にあります。土別の場合、義務的経費（人件費、扶助費、公債費）のほうの経常収支比率が、合併のときには56%だったわけなんですけれども、これが今、人件費等が落ちまして、義務的経費で約49%ということになっています。これが、隣の名寄市さんと比べると、名寄市さんのほうが49.2%、この部分はほとんど変わらないです。ただ、トータル的な経常収支比率でいくと、土別のほうが名寄市より若干高いということは、言いかえると土別市の場合、義務的経費の経常収支比率において、義務的経費以外の経常費、いわゆる施設の維持管理費、あるいは道路の除排雪経費、それとか各会計の繰出金、これは委員さんから今お話ありましたように、今後病院への繰出金等、そういった部分が含まれていくと高くなっていくという可能性があります。土別の場合、人口に比べて面積が広大で、コストがかかるといったようなところが要因にあると思っています。

今後、経常収支比率が、今のところ23年度も恐らく交付税が今と同じぐらい確保できると思いますので、大きく急に上がるというような見込みにはないと考えています。人件費あるいは公債費と扶助費についても大きく伸びる見込みというのはありませんので、一定程度、恐らく91%台ぐらいで推移するのかなと考えておりますけれども、問題は、交付税が分母になっているということで、これが4億円減ると4%単純に上がると。そうなると、95%程度に近づいていく可能性もなきにしもあらずということで、先を見通して公債費等については削減を図っていかなくちゃならない状況にはあります。

以上です。

副委員長（渡辺英次君） 井上委員。

委員（井上久嗣君） もう一つの財政指標、これもよく出てくる指標ですけれども、実質公債費

比率というのがあります。一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率というふうに言われておりますけれども、本市の場合は18%未満ということで推移してきております。これは18%以上になると地方債の発行において国とか都道府県の許可が必要になりまして、25%以上だと財政健全化団体に指定、35%以上で財政再生団体と言われておりますが、18%になったから直ちにどうのこうのということではないんですけれども、一応道等の、国や道の許可が必要になるというふうになる、債権発行に関してですね。そういう水準になるわけですけれども、こちらのほう、今後同じように財政、中期的に見て18%台になっていくかもしれないという可能性はあるのでしょうか。

副委員長（渡辺英次君） 法邑財政課主幹。

財政課主幹（法邑和浩君） 実質公債費比率の関係でありますけれども、これは財政健全化の指標の一つでありまして、その中身につきましては、先ほど委員さんがおっしゃったとおりでありまして、18%を超えますと地方債の発行には許可を要すると。あるいは、更に25%を超えますと早期の健全化団体となりまして、一部の起債が制限されるといったような状況になります。そこで、21年度につきましては17.5%といったような数値になっております。

それと、今後の見込みなんですけれども、一番大きな算定の要素の一つであります一般会計の元利償還金、これにつきましては、現在の今後総合計画などで予定している事業などを見込みまして、大体23億円から24億円程度で推移する見込みにあります。更に、病院に対する繰り出しなどもはね返ってまいりますので改革プランの額なども考慮し、更に今後の地方交付税、これは若干今のベースよりは落ちていくといったことを想定して試算しておりますけれども、現段階の試算におきましては、今年度からの5カ年におきましては、多少上下する年もありますけれども、許可団体となる基準の18%には達しない見込みと考えております。

ただ、算定の分母のほうの大きな要素の普通交付税、これが今後大きく減額されるといったことが生じた場合ですとか、あるいは今後の学校の適正配置計画に基づく学校建設ですとか、将来的に新たに行う事業など、そういった状況によっては増加するという事も考えられますので、過度な借り入れで後年度の負担増とならないように、状況によりまして、例えば事業の実施年度を調整したりとか、あるいは交付税措置のない起債については極力借りないなどといったような考えで調整を図っていきたいというふうに考えております。

副委員長（渡辺英次君） 井上委員。

委員（井上久嗣君） 職員の給料のことで1点お聞きします。

独自削減5%というのをずっと続けておりまして、本年度の途中から2%の削減ということで、また来年度よりは削減率をゼロにして本則にするということです。今まで非常に職員の方、我慢していただいていたということと、また、人事院勧告等々もありまして、本則に戻しても5年、6年前とは状況は変わっているという部分かと思っておりますけれども、現実的に一つの指標としてラスパイレス指数というのがございますけれども、削減中だったときのラスパイレス指数、そして削減を終えて23年度以降の指数として、まずはどのような数字の変化になるんでし

ようか。

副委員長（渡辺英次君） 青木総務課主査。

総務課主査（青木伸裕君） お答えいたします。

まず、ラスパイレス指数についてでございますが、4月1日現在の国家公務員一般行政職の俸給月額を100とした場合の地方公務員の給料の水準を示した指数でありまして、その算出方法は、国と地方公共団体の一般行政職の職員構成をそれぞれ学歴別、経験年数別に区分し、職員構成を同一に置きかえ算出するものであります。

次に、独自削減前の平成18年以降のラスパイレス指数についてでございます。独自削減前です平成18年の指数は97.5ポイント、独自削減期間の平成19年は94.4ポイント、同じく平成20年は94.7ポイント、平成21年は93.7ポイント、最後に平成22年は92.7ポイントとなっております。平成23年4月におきましては、独自削減の終了に伴いまして、平成22年と比較しまして5ポイント程度は伸びるものと考えてございます。

副委員長（渡辺英次君） 井上委員。

委員（井上久嗣君） ということは、97.7ぐらいになるということによろしいですね。これは、どこも非常に零細自治体、厳しい状況があるんですけども、97.7ということは結構100に近づいたという言い方もできるわけですけども、現実的に限りなく100に近づくとか、土別の場合、あり得ないでしょうけれども100を超えるとかということがあった場合には、どんな影響があるんでしょうか。

副委員長（渡辺英次君） 村上総務課長。

総務課長（村上正俊君） ラスパイレス指数は、国家公務員の給料との比較ですので、地方公務員においては常に100を下回ることが求められております。しかし、給料表の改定、職員構成が変動した場合や給与制度が変更となった場合などに数値の変化が見られます。そのため、一時的に100を超えた場合につきましては、すぐに総務省や北海道からの是正指導があるわけではありませんが、100を超える年が3年続きますと、国家公務員よりも高い給与水準にあるものと受け取られ、給料体系の見直しや給料制度の改正、昇給延伸等を講じての給料の抑制が求められるものであります。

以上です。

副委員長（渡辺英次君） 井上委員。

委員（井上久嗣君） 非常に交付税を含めて財政力の低い土別市の場合は、病院の問題も含めて市長も独自削減は終了するけれども、場合によってはまたお願いせざるを得ないときもあるというお話もありましたけれども、現実には97.7ということになりますけれども、こういった指数というのは、よくも悪くもわかりやすい数字でありまして、この数字が今後どう上がっていくのか下がっていくのか別にして、指数の動向が今後どういうふうになっていくのかとか、また、この指数の動きについて市民の関心もある面深いものがあると思いますので、どのようにお考えでしょうか。

副委員長（渡辺英次君） 鈴木総務部長。

総務部長（鈴木久典君） 今、ラスパイレスに関しまして指数の御答弁をさせていただきましたけれども、22年、独自削減が終わるときの数字が92.7という数字になりまして、これについては、本市が他市町村に先駆けて独自削減に取り組んできたことによる結果ということも考えております。全道的なレベルでいくと、大体34市中25番目ぐらいになるのかなというふうを考えていますけれども、それが、今回独自削減が終了するというところで、23年度については97.7ということでの数値を予測しております。これは、全道的に見ると13番目ぐらいのランクに位置するということになりますけれども、うちは先に独自削減に取り組んだこと、そして今、既に独自削減に取り組んでいる市町村がまだあるということで、こういうランクの位置づけにもなるのかなというふうに思っております。

ただ、こういう意味では100を超えるということには、これは今後もならないというふうには判断しておりますし、こういった指数の動向について、それから、先ほどの健全化の比率、これらについても今後注意深く見守っていきたい、対応してまいりたいと考えております。

以上です。

副委員長（渡辺英次君） 井上委員。

委員（井上久嗣君） それでは、子供の医療費無料化の関係の質問を最後にして終わりたいと思います。

23年度予算で、乳幼児医療費給付事業ということで、小学生以下の医療費通院無料化、中学生入院医療費の入院無料化ということで23年度も引き続き行われるわけですがけれども、これには一般財源として4,585万円とのってありますけれども、もともと小学生の入院無料化がありましたので、その分のもともと持っていた部分を差し引くと、本市独自の医療費無料化の財源としては、一般財源で3,200万円ぐらいということによろしいんでしょうか。

副委員長（渡辺英次君） 渡辺市民課長。

市民課長（渡辺幸明君） 23年度予算は3,200万円、そのとおりです。

副委員長（渡辺英次君） 井上委員。

委員（井上久嗣君） それで、当初市長のマニフェストの中で想定されていた予算というのがたしかあったと思うんですがけれども、それに比べて23年度の通年の3,200万円という額は、どのぐらいの変化があるのかなのか、お答えください。

副委員長（渡辺英次君） 佐藤市民課主幹。

市民課主幹（佐藤義弘君） お答えいたします。

医療費無料化の予算についての状況ですが、まず、平成22年度の予算につきまして従来の北海道の助成事業分につきまして、平成20年度の医療費実績、21年度の実績見込みをもとに推計しておりまして、ゼロ歳から就学前までの入院・通院及び小学生の入院に対する医療費の助成分で2,639万6,000円を計上、8月から実施のマニフェスト事業分につきましては、市立病院における小学生の医療費実績や乳幼児の医療費実績などをもとに推計しまして、小学生以下の入

院・通院の医療費自己負担額及び中学生の入院医療費自己負担額の無料化に係る助成分で1,240万3,000円を計上、医療費全体では3,879万9,000円を計上したところであります。

次に、予算に対しまして22年度の現段階での医療費の実績見込みについてですが、従来の北海道の助成事業分では実績見込額が1,914万8,000円となり、予算に対しまして724万8,000円の減、マニフェスト事業分では実績見込額が1,514万4,000円となり、予算額に対しまして2,274万1,000円の増、医療費全体では実績見込額が3,429万2,000円となり、予算額に対しまして450万7,000円の減となる見込みでございます。

なお、マニフェスト事業分につきましては、予算額に対しまして274万1,000円の増となる実績見込みですが、従来の北海道の助成事業分を合わせた医療費全体の予算の中で対応できるものでございます。

以上です。

副委員長（渡辺英次君） 井上委員。

委員（井上久嗣君） ということは、余り変わらなく、想定範囲で進んでいくということなんですか。

副委員長（渡辺英次君） 渡辺課長。

市民課長（渡辺幸明君） マニフェスト事業分につきましては、当初8月から始めたということで、実際の当初予算の段階におきまして、実績といたしましては好評のうちに事業としては推進できているというふうに思っております。

副委員長（渡辺英次君） 井上委員。

委員（井上久嗣君） それで、中期的にこの金額が徐々に増えていく傾向を見ていらっしゃるのか、安定という言い方はあれでしょうけれども、同じような金額で推移されるという、そういう中期的な見通しはどのようなふうにお考えでしょうか。

副委員長（渡辺英次君） 渡辺課長。

市民課長（渡辺幸明君） 今後の財政負担の見通しということでございますが、小学生以下の医療費の自己負担額及び中学生の入院医療自己負担額無料化のマニフェスト事業につきましては、今ほどお話ししましたとおり、まだ1年を経過していないという段階でございますが、23年度の予算額におきましては、インフルエンザ等の流行による急激な医療費の変動がないものとしたしまして予算を計上しております。今のままの推移でいきますと、今後におきましても23年度予算の範囲という中で継続的に実施してまいりたいと考えております。

副委員長（渡辺英次君） 井上委員。

委員（井上久嗣君） 私、商売人をやっておりますので、ある薬店の経営者の方にお話を聞いたんですけども、最近、子供薬が売れなくなったという話を聞きます。それはなぜかということ、売薬を買うより、病院に行って先生にきちんと診ていただいて処方せんを出していただいて薬をいただいたほうが、正直無料ですから、そういう動きがもしかしてあるのかなという部分もあります。これは、先行自治体は、非常に極端な例ですけども整骨院がサロン化しているな

んていうまちも聞いたことがあります。無料なものですから、いろいろな機器がありますので、それをただで子供たちが集まっているなんていう、これは極端な例もありますけれども、現実に病院で処方せんをいただいて、薬代と病院に払ったお金が仮に2,000円としますと、その2,000円が医療費無料ということで助成されるわけでありまして、その一方、例えば、市の国民健康保険を使っている方でしたら約5,000円ぐらいの金額が国保から補てんされるということで、合わせると7,000円ぐらいということになりまして、1,000円の売薬より病院にということで7,000円になっちゃうという、だから病院に行くなと言っているわけじゃありませんけれども、非常に難しい問題は問題なんですけれども、こういった、ややもすると医療費無料化が、子供たちのせいにはなりませんけれども、コンビニ的な受診になるという場合も全国的にぼつぼつと出ているという事例も、先行都市でございます。これも、歯どめのしようがないのはいんですけれども、そういったことについてどうお考えでしょうか。

副委員長（渡辺英次君） 渡辺課長。

市民課長（渡辺幸明君） 今の井上委員のお話は、無料化に伴う頻回受診、回数が多くなるということと思われますけれども、市立病院の小児科における通院状況を見ますと、21年度と22年度の8月から始めたわけですので、8月から1月までの6カ月間の患者数の動きから見ますと、21年8月から22年1月までの6カ月間が6,380人、無料化を開始いたしました22年8月から今年1月までの6カ月間の患者数が6,909人ということで、529人増加いたしております、一月では88人増加をしているという状況でございます。患者さんの動向につきましては、その年の風邪やインフルエンザ等流行性疾患によって大きく左右されること、そのことが、今お話にありましたコンビニ受診でありますとか頻回受診につながっているということは判断できておりませんが、今後は患者動向をよく注視するとともに、診療実績の把握に努めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

副委員長（渡辺英次君） 井上委員。

委員（井上久嗣君） 例えば、群馬県では最近中学生まで入院も通院も全部無料にするということを聞いております。近隣の町村でも、今、話はちらちら聞こえておりますけれども、他の自治体で小・中学生、子供の医療費無料化についての取り組みという状況は今どういう状況なんでしょうか。

副委員長（渡辺英次君） 佐藤主幹。

市民課主幹（佐藤義弘君） お答えいたします。

乳幼児医療費無料化の取り組みにつきましては、道内の自治体では、市では本市のほかには北斗市、町村では28町8村が北海道の事業を拡大して無料化に取り組んでおります。

昨年10月現在の道内の取り組み状況で申しますと、本市と同じくゼロ歳から小学6年生までの入院・通院医療費と中学生の入院医療費の無料化を実施している自治体は、本市のほか、せたな町、新十津川町、中富良野町の3町、ゼロ歳から小学6年生までの入院・通院医療費の無

料化を実施している自治体は剣淵町や真狩村など9町3村、ゼロ歳から中学生までの入院・通院医療費の無料化を実施している自治体は北斗市や小清水町、鶴居村など1市14町5村、ゼロ歳から18歳までの入院・通院医療費の無料化を実施している自治体は上ノ国町、蘭越町の2町でございます。また、隣町の和寒町におきましても、23年度からゼロ歳から小学6年生までの入院・通院医療費の無料化に取り組む予定であります。

次に、都道府県の医療費無料化の取り組みにつきましては、和歌山県など4県がゼロ歳から就学前までの入院・通院医療費を無料化、愛知県がゼロ歳から就学前までの入院・通院医療費と小・中学生の入院医療費の無料化を、先ほど委員言われておりましたが、群馬県がゼロ歳から中学生までの入院・通院医療費の無料化をそれぞれ実施しているところでございます。

以上です。

副委員長（渡辺英次君） 井上委員。

委員（井上久嗣君） 今お聞きしたとおり、徐々に医療費無料化の、どこの段階までというのは若干差はありますけれども、じわじわと全国的に自治体レベルで進んでいるという状況かと思えます。そもそも私は思うのに、住む自治体によって子供たちの医療費に関する負担が変わるというのはおかしなことで、国がやらないから、本市も含めて自治体が率先して先行しているのかと思えますけれども、ぜひこういうものは国の制度で私は実現していくべきと思えますけれども、市長を含め、ぜひ市長会を通して、我々先行してやっている思いも含めて輪を一つ一つ広げていただくようなことができないかなと思ひまして、一言いただいて私の質問を終わりたいと思ひます。

副委員長（渡辺英次君） 牧野市長。

市長（牧野勇司君） ただいま医療費無料化の内容について、井上委員からそれぞれ御提言、御指摘もいただいたことでありますが、本来、医療費だとかあるいは福祉、保健、教育、こういったものについては国が担うべきものはしっかり担っていただくというのが基本だと私は思いますので、今お話のとおり、国に対しては声を大きく上げて、この問題については提言をしていきたい、こう思います。

それと、医療費無料化、確かに土別市と北斗市だけ、市でいえばですね。予算も新年度3,900万円組ませていただいたわけでありまして、一方では節減をしながら、一方では子育て・子育て支援をしっかりしていくということで、その一方策として、この医療費無料化もさせていただいているところでありますが、これも単なる私のマニフェストだけでなく、今日までこの議場の中でも医療費についてはしっかり無料化すべきでないのかという御提言なんかも相当過去にはあったのが事実でございます。そして、各団体からもそういった要望もいただきながらマニフェストに入れてこれを実施しているのでありますが、そこその事情がございまして、土別の場合は以前には出産もできたし、そして小児科病棟もあって入院もできたわけでありまして、しかし、国の制度のことによってそれが集約化されて、名寄のセンター病院になったという、実はそういったいきさつもあるわけでありまして、名寄市民と土別市民を比較

したときに、子供が産めない、あるいは入院は名寄なり旭川に行かなければならない、そう考えますと、家族含めて、本人含めて精神的・肉体的・財政的負担というのは相当土別の場合はあるということを踏まえながら、この制度を組ませていただいたんです。

ただ、頻回受診だとか、今御指摘あったコンビニ受診、私も相当心配したのでありますが、現段階では今のところ、そこまで数字的にあらわれてきていないというふうに判断しているわけでありましてけれども、今お話のとおり、これは市税をつぎ込むわけでありまして、そういう受診があるということは、治療を受ける子供にとってもよくないわけでありまして、しっかりとその辺は調査をしながら、この制度は新年度以降も何とか頑張って続けていきたい、そう考えている次第であります。いずれにいたしましても、国に申し上げることはしっかり申し上げながら、これからも対応してまいりたいと存じます。

委員（井上久嗣君） 終わります。

副委員長（渡辺英次君） お諮りいたします。まだ総括質問が続いておりますが、本日の委員会はこれをもって終わることにいたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

副委員長（渡辺英次君） 御異議なしと認めます。

よって、本日の委員会はこれをもって終わります。

なお、あすは午前10時から議場において委員会を開きますので、御参集願います。

御苦労さまでした。

（午後 4時45分閉議）